

北海道大学大学院文学研究科 応用倫理研究教育センター主催 一般公開フォーラム

同性パ 制度導入を考える



🚉 北海道大学学術交流会館講堂

同公共政策大学院

後 援:北海道大学サステナビリティ・ウィーク2015

催:北海道大学大学院文学研究科応用倫理研究教育センター 催:北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター・

同性パートナーシップ制度導入を考える ~私たちの街づくり~

趣旨

本報告書は2015年11月22日(日)に北海道大学学術交流会館講堂で開催された一般公開フォーラム「同性パートナーシップ制度導入を考える~私たちの街づくり~」(主催:北海道大学大学院文学研究科応用倫理研究教育センター、共催:法学研究科附属高等法政教育研究センターおよび公共政策大学院、後援:北海道大学サステナビリティ・ウィーク2015)の記録です。

「同性パートナーシップ制度」は、現在日本国内でもっとも注目を集めている新しい制度の一つです。これは、一定の要件のもとで同性カップルを地方自治体が公式に承認する制度のことで、2015年3月には「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が制定され、11月5日に「パートナーシップ証明書」が発行されました。7月には「世田谷区パートナーシップ宣誓書提出・受領書発行」の報道もありました。この制度に法的拘束力はありません。しかし、「性的少数者たちの基本的人権を擁護し保障するためには必要」と唱える声だけでなく、「社会全体の活性化のための方策の一つとして利用すべき」との考えもあり、導入への反応も様々です。

「同性パートナーシップ制度」への関心は東京だけでなく、大阪市、宝塚市、横須賀市のような地方都市においても高まっています。また、性的少数者支援団体だけでなく、政治家や弁護士なども導入の可能性を巡って議論を始めています。新しいサービスを模索する企業も増えています。そして、また、文部科学省が性的少数者へ配慮を求める初めての通知を今年4月に全国の小中学校、高校へ送るなど、教育行政も新たな局面を迎えています。しかしながら、同制度の導入には、期待と不安が錯綜しており、賛否両論を巻き起こしているのも事実です。同条例制定に賛成する意見が強まる一方で、性的少数者への無理解から反対する発言も絶えないのです。

本フォーラムでは、同性婚とともに注目されている同制度を地方都市に導入することについての意義と課題について様々な観点から議論されました。当日は支援者、弁護士、研究者が登壇し、人権、文化、医療、福祉、地方経済活性化などの観点から、地方自治体における同条例制定について検討しました。当日は100名を越す来場者があり、活発な意見交換がなされました。この報告書が当日の議論の記録として、この問題についてご関心がある方が考えるための補助となれば幸いです。

北海道大学大学院文学研究科 応用倫理研究教育センター 企画者一同

登壇者紹介

パネリスト:

須田 布美子(札幌弁護士会所属弁護士)

須田布美子法律事務所 (http://suda-law.com/) 代表。同性パートナーシップ制度について関心の高い札幌市在住弁護士。現在、NPO法人ゆいネット北海道理事、札幌市精神保健福祉審議会委員も兼ねる。

鈴木 賢 (明治大学法学部教授·北海道大学名誉教授)

本学大学院法学研究科教授として、昨年度までジェンダー・セクシュアリティ関連研究教育で本センターに協力。1989年に発足したLGBT支援のための市民グループ「北海道セクシャルマイノリティ協会(HSA札幌ミーティング)」創始者。

田中 かず子 (国際基督教大学元教授・同ジェンダー研究センター初代センター長)

現在ジェンダー・セクシュアリティ研究理論を参加型学習につなぐ個人事業「ファーメント」代表。

コメンテータ:

石井 吉春 (北海道大学公共政策大学院教授·同院長)

地域財政、地域経済、地方財政が専門。「地域の自立的発展」「地方分権」「公民連携」を主な関心領域として研究。教育面では、公共政策大学院で「地域施策論」「日本経済論」などを担当。公民連携の発想や手法を活かした地域づくりに向けて、フィールドワークにも積極的に取り組んでいる。

司会·進行役:

瀬名波 栄潤(北海道大学大学院文学研究科教授・同応用倫理研究教育センター員)

■開会

瀬名波:これより、北海道大学大学院文学研究科応用倫理研究教育センター主催、法学研究科附属高等法政教育研究センターおよび公共政策大学院共催、並びにサステナビリティ・ウィーク2015後援による一般公開フォーラム「同性パートナーシップ制度導入を考える~私たちの街づくり~」を開催いたします。

それでは、主催者を代表し、本学理事・副学 長の新田孝彦特任教授から皆様にご挨拶いた します。

新田:皆様、こんにちは。お忙しい中おいでいただき、ありがとうございます。このフォーラムを主催しております応用倫理研究教育センターに以前、関わっていたので本フォーラムの開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。



新田孝彦特任教授

応用倫理研究教育センターは、この10年余りの活動を通じて、わが国の応用倫理研究の発展に寄与し、国際的な研究ネットワークの形成にも貢献してまいりましたが、本学におけるジェンダー教育において中心的な役割を

果たすということもこのセンターの重要なミッションの一つとなっております。これまでにも、例えばワーク・ライフ・バランスの問題、男装・女装の異性装の問題、あるいは老いの問題などを取り上げてまいりました。また、法学、工学、医学、社会学といったさまざまな観点を織り交ぜた一般公開シンポジウムを開催し、市民の皆様とともにジェンダーやセクシュアリティの問題を考えてまいりました。昨年度は結婚という制度がテーマでありましたが、今回もそれに続く形で、同性パートナーシップ制度を考えるフォーラムとなりました。

同性パートナーシップについては、渋谷区 や世田谷区での取り組みが始まったことに伴 い、マスコミに取り上げられることも多くな り、一般の関心も高まっているように見えま す。しかしながら、この流れがすぐに他の自 治体や国の政策レベルにまで反映されるかと いうと、そう楽観はできないと思っておりま す。非常に大きい目で人類の歴史を眺めてみ ますと、女性、奴隷、子供、あるいは異人種な ど社会の周辺部に位置づけられた人々の権利 が次第に認められ、拡大してきたと言うこと はできると思いますが、その細部を見てみれ ば、紆余曲折あるいは逆戻りという場合もあ りますし、時には社会の各層が分断されると いう事態も生じています。私たちの社会も、 この問題について具体的な制度化が進められ るにつれて、むしろ価値観の対立が先鋭化す ることも考えられます。これは好ましいこと ではないと思います。このフォーラムがこう した問題への理解を深める一助となれば幸い でございます。

皆様の真摯なご議論に期待をいたしまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶 とさせていただきます。(拍手)

■フォーラム開催趣旨説明

瀬名波:さて、フォーラムの進行についてご 説明申し上げます。

フォーラムの前半では、4名の提言者に自己紹介と同性パートナーシップ制度についての基本的なお考えを、それぞれ10分程度でお話ししていただきます。皆さんのお話が終わりましたら、休憩を取ります。ご質問やご意見のあるかたは、休憩中に用紙にご記入のうえ、受付か会場内のスタッフにお渡しください。フォーラム後半は皆様のご意見を交えた討論がメインになります。最後に提言者4名からご来場の皆様に向けてメッセージを発していただき、閉会式へとつなげたいと思っております。

会場の皆様におかれましては、すべての市 民を含めた私たちの街づくりのために、同性 パートナーシップ制度の導入を共にお考えい ただくようご協力をお願いいたします。

それでは、提言者のかたがたにご登場願い ます。

まずは、札幌弁護士会所属、須田布美子法 律事務所の須田布美子さんです。

次に、北海道大学名誉教授で、現在は明治 大学法学部教授の鈴木賢さんです。

3人目は、国際基督教大学元教授で、現在は「ファーメント」の代表を務めていらっしゃる田中かず子さんです。

最後に、北海道大学公共政策大学院教授で、 院長を務めておられる石井吉春さんです。

私は応用倫理研究教育センター員の瀬名波 と申します。本日は司会を務めさせていただ きます。よろしくお願いいたします。(拍手) それでは、前半を始めてまいります。

■第一部 自己紹介と意見表明

瀬名波:では早速、須田布美子さんから、自己 紹介と同性パートナーシップ制度導入につい てのご意見をいただきたいと思います。

須田:私は弁護士登録をして10年、自分の事務所を開設して5年になります。今は弁護士2名、事務員2名の小さな事務所を経営しておりますが、私がいわゆるセクシュアル・マイノリティの人権問題にかかわるようになった経緯をご説明します。



須田布美子さん

きっかけは、DV被害者支援の担当者に対する北海道主催の研修会で、私が講師を担当させていただいたことです。たまたまその研修会に、レズビアンを中心とする当事者支援団体「L-Port」の工藤さんが参加していて、「DVの保護命令は、法改正によって要件が変わりましたが、これは今後、同性カップル、すなわち男性と男性、女性と女性というカップルにも適用されることになるのでしょうか」という質問を私にされたのです。大変恥ずかしいことに私はその問いに答えられませんでした。そして、そのとき初めて、自分にその

問題意識がないこと、それについての知識がないことに気づきました。私は深く反省し、それから勉強を始めました。私自身勉強不足ではありましたが、そもそも弁護士全体が知識が薄いという残念な状況にありました。そこで、札幌弁護士会の中で研修会を開き、弁護士に対する啓蒙も始めました。弁護士会の研修のときには、L-Portさんにも協力していただきました。また、鈴木賢先生には講師として参加していただきました。逆に、L-Port主催のパートナーシップ条例に関する勉強会では、法律問題について私のほうで講師をさせていただきました。これからも連携し、協力し合いながらやっていきたいと思っております。

さて、本題の「同性パートナーシップ」に ついてですが、そもそも論として、世論と行 政を動かすには二つのことが必要だと思って います。一つは事象に名前がつくこと、もう 一つは法的根拠を作ることです。

先ほどDVが話題に出ましたが、日本では ほんの10数年前まで、夫が妻を殴ることが犯 罪行為になることはほとんどありませんでし た。警察も民事不介入の名のもとに、「夫婦 げんかでしょ | という扱いをすることが圧倒 的に多く、妻がどんなに苦しんでいても、そ れを理解しようという世の中の意識もありま せんでした。しかしある日、これに名前がつ きました。それが、「ドメスティック・バイオ レンス (DV) | です。さらに、平成13年に配 偶者暴力防止法ができました。こうして、名 前がついて法的根拠ができたことによって、 「それを許してはならない」という方向に、一 気に世の中が動きました。実際に、警察は妻 を殴った夫を逮捕してくれるようになりまし た。行政もシェルターを作ったり、シェルター にお金を出したり、相談機関のために予算を

組むようになっていきました。

ストーカーについても、同じような流れが あります。以前であれば、「つきあってもい ない人に好意を示されて、ずっとつきまとわ れている」と言うと、まるでそれが「私、モテ てるの | という自慢話のように受け取られ、 軽くあしらわれてしまうことがありました。 それが実際に交際していた相手、いわゆる元 カレ・元カノだったとしたらなおのことです。 このように、軽く見られて被害の実態が伝わ らないという事態がずっと続きました。とこ ろが、とても痛ましいことでしたが「桶川ス トーカー殺人事件 | が起こって、「そういう話 じゃない | ということに世の中が気づき始め ました。そのときに「ストーカー」という名 前がついて、「ストーカー規制法」ができまし た。そこでようやく、ストーカーの被害者を みんなで助けていかなくてはいけない、とい うことになり、警察も動かざるをえなくなり ました。ですから、こうした場合に、世間と 行政を動かすのに必要なものはやはり、「名 前しと「法的根拠」だと思っています。

その意味で、渋谷区の条例は本当に素晴らしかったと思います。同性婚が認められていない現在の日本の法体系において、「同性カップルに対しては、行政なんて何もできない」という風潮だったところに、「パートナーシップ制度」ならできる、ということを示しました。そして、条例という形でその法的根拠を作りました。今、ようやく名前がついたところです。しかし法律上の根拠としては、残念ながら渋谷区の条例は渋谷区でしか適用されるためには、札幌市あるいは北海道でも条例を定めるか、あるいは条例という枠ではなく、日本全国どこにでも適用される法律に昇格させるか、どちらかしか方法はありません。ですが、今の保

守的な政権のもとで法律を作るのは難しいで しょうから、とりあえずは札幌市から検討を 始めるべきだと思っています。そこで、どう いう形にするか。それが第一の問題です。

渋谷区のものは条例です。条例は、区議会 で検討し、議論し、最終的に議決して決まる ものです。ですから、民主的基盤の厚いもの です。一方世田谷区も「パートナーシップ証 明」を出すことになっていますが、証明は「要 綱 | に基づいて出されます。要綱というのは 単なるマニュアルだと思ってください。市職 員に対して「こういうふうに証明書を発行し なさい | というマニュアルで、区議会を経て いないので民主的基盤が非常に弱いもので す。しかも世田谷区のほうは、効果について 何も定められていません。渋谷区では「パー トナーシップ証明が発行されたら、それを尊 重しなさい | となっています。仮に尊重しな い事業者があれば、その事業者について、行 政に苦情を言ってよいことになっています。 行政も指導ができることになっています。つ まり条例できちんとした法的効果が定められ ているということです。ところが世田谷区は そういったことがすっぽり抜け落ちていま す。すなわち、手っ取り早く証明は出してく れるけれども、それが実際に使えるかどうか は非常に危ういのです。ですから、条例にす るか要綱にするか、あるいは法律を作るのか、 といった法形式についても検討しなくてはい けません。

第二の問題は、些末な問題かもしれませんが、日ごろトラブルばかりを見ている弁護士の立場としては、「うまくいかなくなったときにこのカップルはどうするのか」ということが気になります。つまり私たち弁護士としては結婚類似の制度を作ろうというのであれば、離婚類似の制度も作らないとリスクが高

過ぎると思うのです。渋谷区も世田谷区も自 らの届け出でパートナーシップを解消できる のですが、渋谷区は、当事者の一方だけで解 消の届けを出せます。もう一方の合意が得ら れていなくても、一方が「あの人と一緒にい たくない | と思ったら、いきなり離婚届類似 のものを出せるという制度です。ところが、 世田谷区は双方からでないと受け付けないの で、どちらかがどんなに嫌がっていても、行 政の中で離婚のような状態を作り出すことが 容易にできません。そこが、今の法整備とし て整っていない点だと思います。「ラブラブ なカップルが幸せになれるように、どうして みんなで応援してあげないの? | と言われる かもしれませんし、今はハッピーな話をすべ きなのでしょうが、不可避的に生じうる問題 は、制度として整備する当初の段階できちん と検討しなければならないと思っています。

まだまだ言いたいことはあるのですが、私 に与えられた時間が来たようです。これで終 わりにさせていただきます。(拍手)

瀬名波:ありがとうございます。次に、鈴木賢さんにお話しいただきます。

鈴木: 渋谷区と世田谷区でそれぞれ、パートナーシップの証明、宣誓書受領証の交付が始まりました。「同性婚証明書交付」などという見出しで報道している新聞もありますが、実はこれらの制度にはほとんど強制力はありません。須田さんは「渋谷の場合には多少法的効力がある」とお話ししていましたが、「まあ、尊重してね」というだけなのです。尊重しなかった人に対して強制する力はありません。法律家は法的効力の有無にこだわりがちですが、この制度が始まったことによって、現実には社会的に色々なインパクトが生じて

います。法的効力というのは、その関係を否定する第三者に対抗する強制力のことです。いわば対抗要件のことであり、社会的実態として関係が受け入れられるのであれば、対抗要件は要りません。あえて持ち出さなくてもいいわけです。ですから、日常的には社会的に効果を持つかどうかということのほうが重要ですし、両区の制度はすでに大きな社会的効力を発揮し、社会を変え始めていると感じています。



鈴木賢さん

まず、渋谷の動きが人々の関心を引き起こし、議論すべきテーマとしてクローズアップさせました。「agenda設定効果」といいましょうか、この間、マスコミはいろいろな報道をしてきました。つい11月18日には、NHKの「クローズアップ現代」で取り上げられました。今日のこのイベント以外にも、全国でいろいろなことが行われています。今日は福岡でレインボーマーチが行われていますし、東京でも関連するパレードが行われています。そこにもセクシュアル・マイノリティの人たちが出ていますが、同性カップルを家族として扱い始めるということが、自治体、学校、

企業などいろいろなところで始まっています。そうすると、当事者の自己肯定感が高まるので、カムアウトへのハードルが下がってきます。こうなると、当事者の可視化が進みます。ということで、これは一つの循環になっていくのではないかと思っています。

性別特例法という法律が2003年にできて、 同様のことが起きました。性別の取り扱いを 変更するには、すごく高い法律によるハード ルが設けられていて、この法律自体には当事 者からも批判があります。実際にこの法律に 基づいて性別を変更できたトランスジェン ダーの人はまだ4,000人ぐらいしかいません。 そういう意味では法律の効力自体はすごく小 さいのですが、この法律によっていわゆる性 同一性障害者問題への関心が高まり、問題の 重要性が認識されるようになりました。須田 さんが「名前がつく」と言われましたが、ま さに名前がついたということです。そして、 自治体や学校でも取り組みが始まりました。 驚くことに、今年4月30日にあの文部科学省 が、「性同一性障害に係る児童生徒に対する きめ細かな対応の実施等について | という通 達を、全国の教育委員会に出しています。行 政は法律的根拠がないと動きません。最近は 「エビデンス」などとよく言いますが、性別特 例法には行政に対する強制力なんかないので す。ないのですが、それとは関係ないところ でインパクトがあるということになります。 この4月30日の通達の最後のほうで、申しわ け程度にLGBの生徒についても触れられて います。いわく、「このような悩みや不安を 受け止めることの必要性は、性同一性障害に 係る児童生徒だけではなく、『性的マイノリ ティ』とされる児童生徒全般に共通するもの | と。このようにLGBTの問題は、Tの法律が 先にできたものですから、TのついでにLGB も論ずるというようになってきたと思います。

ところが今回の渋谷と世田谷の動きによっ て、一気に保険会社が動いています。それか ら、携帯電話会社が動いています。また役所 や企業内でも、同性カップルにも結婚祝い金 を出すといった動きが出てきています。です から、この条例あるいは要綱にはない効果を 生じ始めていることに、より注目すべきだと 思っています。地方から始まった同性カップ ル公認のこの動きは、他地域へも拡大すると 思いますし、社会的効果も拡大すると思われ ます。そうすると、おそらくそのうち一定の 法的効果を持つ条例が出てきて、それはいず れ国の制度になると思います。これは世界的 な趨勢であり、グローバル化した現在、日本 だけは同性婚を認めないという態度が通用し なくなるのは明らかです。歴史家は恐らく、 2015年を日本において同性婚実現への第一 歩を踏み出した年と位置づけるだろうと私は 思います。

第二点です。これまで日本では、憲法24条があるので憲法を改正しない限り同性婚法を作れない、という議論がありました。しかしながら、この解釈は間違っているということについて申し上げたいと思います。

日本の国会で同性婚についての議論が初めて行われたのは今年(2015年)の2月18日だと言われています。それは渋谷条例の報道があって、野党議員が参議院本会議で同性婚と憲法24条の関係について質問したところ、安倍総理は「同性カップルの婚姻の成立を認めることは想定されていない」と答弁しました。これがいかなる意味かよく分かりませんが、いずれにせよ安倍総理は婚姻の平等化に消極的であることは、明らかです。従来から、憲法24条は同性婚を禁止しており、日本で同性

婚を法制化するとなれば憲法改正しなければ ならない、という説がありましたが、これは 誤りです。

24条1項の規定は、婚姻に親族会の同意が 必要であったり、男性の一方的な意思で女性 が結婚させられたりすることを否定すること を明らかにしたものです。要するに、婚姻当 事者主義を表明したものです。これは異性婚 についての規定です。同性婚を視野に入れて、 それを禁止することを含意するものではあり ません。そもそも現行憲法制定当時、世界中 に同性婚を認める法制を持つ国はありません でした。日本国憲法が世界に先駆けてわざわ ざ同性婚を禁止していた、と読むのは相当無 理があります。「両性の合意」という文言か らして、同性婚をも含む規定だと解釈するの ではつじつまが合いません。要するに憲法は 異性婚だけを想定しており、同性婚について は沈黙しているわけです。24条を同性婚を 積極的に排除する異性愛主義の条文ととらえ るのは、憲法の解釈としては間違っていると 思います。こうした解釈は次第に通説化しつ つあると思います。

憲法は当然のことながら立法者を含む権力者の行為を制約する規範であり、立法者は憲法に違反する法律を制定することはできませんが、憲法が沈黙している事項について、つまり命令も禁止もしていない事項について法的措置を講ずることを禁止するものではありません。ましてや、憲法13条(幸福追求権)や14条(法の下の平等)との整合的な解釈をするならば、法律によって婚姻平等化を実現することはより憲法に即した措置であるとすら考えられます。ですから、日本でも憲法を変えずに法律によって同性婚を認めることは可能だと思います。

三つ目ですが、同性婚については同性愛者

内部にも以前から反対論があります。

私自身90年代初めから、同性愛者を主体と する社会運動の中にいました。日本では最近 まで、当事者の間で同性婚法制化を要求する 声は決して大きくはありませんでした。私た ち札幌ミーティングが中心になって、96年か ら札幌では「レインボーマーチ札幌」と題し て、セクシュアル・マイノリティの存在を可 視化させるためのイベントを、合計16回実施 しました。そこでは、デフォルメされた女装 や一見奇抜な出で立ちで既存のジェンダー秩 序や女性蔑視を笑い飛ばし、かくらんすると いう装置一これは世界のゲイパレードに共通 するものですが、これが札幌パレードでも登 場していました。日本では東京から始まった セクシュアル・マイノリティの街頭パレード ですが、札幌パレードは全国から参加者を集 め、政治的なメッセージを込めたイベントと して定着しました。当初は札幌市議や北海道 議、さらに後半は上田文雄・札幌市長などに も挨拶に来ていただいたり、国会議員の選挙 に際しては候補者や主要政党に対してセク シュアル・マイノリティに関する政策アン ケートを実施したりしました。これは単なる 内輪のどんちゃん騒ぎではなく、社会に向け て政治的なメッセージを発信することを自覚 的にやっていたということです。実はこの点 が、東京のパレードとは違います。東京は今、 できるだけ政治的なメッセージを発しないと いう方針でやっています。しかし、政治性の 強い札幌のパレードにおいても、スローガン として婚姻の平等化を掲げたことは一度もあ りません。

日本でゲイパレードを始めた南定四郎氏が 主宰したILGA日本、それから「府中青年の 家」事件の原告として同性愛者差別訴訟を 戦ったNPO法人アカー(OCCUR「動くゲイ

とレズビアンの会」)、あるいは関西の老舗当 事者団体、G-FRONT関西など、80年代後半 にエイズ問題を契機に、日本でも「ゲイリベ レーション | という動きが各地で現れました。 その中で同性婚の実現を求める団体はありま せんでした。私たちもそんなことを考えたこ とはありませんでした。先日、偶然、南定四 郎さんに東京でお会いする機会がありまし た。私が「われわれはそんなこと、考えたこ ともなかったですね」と言ったら、彼も「そ んなことは考えたことがなかった」と。当事 者内部から同性婚を求める運動が起こったの は、実はこの数年のことにすぎません。欧米 諸国での同性パートナーシップや婚姻平等化 の動きが日本に波及するのが、どうしてこん なに遅かったのか。それは、次のような懸念 が非常に強かったからだと思います。

何より、同性婚を求めるという運動が結局、 既存の家族秩序やジェンダー構造へのすりよ りでしかない、極めて保守的でつまらないも のに感じられたからです。既存の社会制度を 作り直したり、根本的に変革したり、あるい はそれを破壊しようとするのではなく、既存 の制度に同性愛者たちも参画するだけであ り、「恋愛→sex→結婚→家族=幸せの完成」 という方程式への便乗でしかない、と映った のです。むしろわれわれは、「ヘンタイで何 が悪い | と開き直っておりました。ですから 「自分たちも normal の中に加えて!、という のはこじきの根性だ | と言っていました。最 近、同性婚論議が盛んになって、われわれの 内部から「同性婚を求めるのは、同化主義で ある | という批判がはっきり出てきています。 日本の民法の婚姻制度というのは、戸籍制度 を前提に夫婦同氏を強制し、個人の選択を認 めない「イケてない」制度であり、カッコ悪い、 ダサイ制度だと批判されているのです。それ でも自分たちもそれを要求することに意味があるのかが問われていました。

同化主義というのは、同性愛者も同じ人間 としてnormalな存在であり、だからヘテロセ クシュアルと同等の資格を持つ、と主張する ものです。すなわち、normalとabnormalの 線引きの変更を求める主張だと思います。と ころが、いったんわれわれがnormalの中に 入ったとしても、恋愛市場における強者はへ テロ並みに結婚することができるでしょう が、容姿や体格、社会的地位や経済力などで 見劣りする弱者は、婚姻からは排除され続け ます。また、このレジームのもとでは同性愛 者以外の新たなabnormalを作ることにもな ります。一定の属性の人間を差別する構造自 体は変わらないわけです。例えば複数の人を 同時に愛することを「ポリアモリー(複数愛)」 と言うそうですが、そのように生きる人たち がいます。あるいは、性愛や血縁を前提とし ない相互のケアの関係に家族のコアを見出そ うとする人もいます。そういう人たちは相変 わらず、排除されることになります。

それに対して婚姻中心主義そのものの正当性を疑うラディカリズムという立場から、LGBTの当事者内部でも過激な同性婚批判が行われるようになっています。10月に発売された雑誌『現代思想』はLGBT特集をしていますが、この中で幾つかの論文では非常にラディカルな同性婚批判を展開しています。その人たちの批判のポイントは、同化主義に対する批判です。このようなラディカリズムの主張はよく分かります。少なくとも、同性婚が認められればそれですべて問題解決で、ハッピーで終わりということではありません。すなわち、ゴールではないということは確かです。他方、ラディカリズムの人たちの欠点は、では具体的にどういう戦略によって

婚姻中心主義を打ち破っていくのか、最終的 にどういう社会を目指すのかについて具体的 なシナリオが全くなくて、単に批判している だけという点にあります。

それから、「ダイバーシティーの実現」というのは最近のはやり言葉ですが、その美名のもとで、同性パートナーシップ制や同性婚法制化が、企業や自治体のブランディング戦略として使われるようになっています。実は今回の渋谷条例はその色彩が非常に強いものです。渋谷条例の推進者の一人であった長谷部健・現区長が、次のように言っています。

「次のまちづくりのキーワードは『ダイバーシティー』で、パラリンピックが日本に来たら、それが普通になるかもしれないですね。 LGBTの人々などもうまく活用できないかと考えています」

それから、渋谷条例のドラフトを書いた区 役所の担当課長である木下毅彦氏に、この間 お会いしました。彼が言うには、「カッコい い渋谷を作りたかった | と。ですから、カッ コいい渋谷のブランディング戦略としてこの 条例が出てきているということです。さらに、 同性パートナーシップ第1号の証明を受け 取ったのは、元タカラジェンヌの東(ひがし) 小雪さんとそのパートナーです。木下課長に よれば、「当然、それは"仕込み"であった」 ということです。つまり、ビジュアル的にイ ケてないカップルには第1号の栄誉を与えら れない、ということになるのです。しかし、 LGBTはファッションでも流行でもありませ ん。肝心なことは、いかなる性的特徴を持つ 人も、その尊厳が尊重され、不当な差別を受 けない社会を作ることのはずです。ところが、 渋谷の条例の肝はそこにはないのです。

もう一つ、自分の現在の勤務先の大学の恥 をさらすようですが、明治大学には専任教授 連合会なる組織があります。今年6月の年次 総会の中で、今年度の活動方針として次のよ うなことが書かれています。

「『多様性を尊重し、個の力を生かす組織』の実現を目指していく機運を醸成する。選ばれる大学であるためには、教員一人一人の多様な力が最大限生かされる組織、すなわち多様性の尊重・包摂により組織の競争優位の確立を目指す『ダイバーシティー&インクルージョン』の実現が求められます。本来、『ダイバーシティー』の考え方には、人種、民族、文化の違いはもとより、性差、障害の有無、出身地域、階級、学歴、性的志向性(ママ)、職務形態など、さまざまな違いが含まれます」

ここで「性的志向」と書くのは間違いで、「性的指向」とすべきです。ここからもいかに付け焼き刃かということが分かりますが、ここに書いてあることは、要するに大学として生き残るためにダイバーシティーを主張し、性的指向にかかわらず学生や教職員を平等に扱う、ということです。ブランディング戦略が経済にどれだけ寄与するかという角度から問題を論ずるという流れに乗るものです。

さて私の専門は中国や台湾の法律ですが、 ここからその話をします。

台湾には台湾伴侶権益推動連盟という同性 愛者の当事者団体があるのですが、そこで三 つの民法改正草案を起草しています。一つは、 婚姻平等化法案です。これは同性婚を認める 法案で、台湾ではすでに立法院に上程されて います。もう一つは、伴侶制度(同性パート ナーシップ)です。三つ目は親族制度ですが、 これは2人ないし2人以上の者による家族の 創設、性愛を前提としない家族の承認という ことです。以上の三つの草案ですが、これは 同化主義にとどまらない、既存の枠組みを乗 り越えようという仕組みを同時に組み込もう としていることになります。彼らのスローガンは「多元家族」「多元成家」です。実は来年1月に選挙があるのですが、そこの弁護士さんの1人が国会議員の選挙に出るのです。それで、自分のポスターに「同性愛者にも家族を持たせろ」という主張をしているのですが、これは必ずしも婚姻とは限りません。家族にはいろいろな形態があってよい、ということを同時に言っているのです。ここからは同化主義とラディカリズムの間を行くようなことは可能ではないかという希望を感じます。

さて、私は、同性愛者たちが分断されそうになっているのを強く憂えております。同性愛者の陣営の中で対立が起きていて、それが激しくなっています。しかし、断じて分断させてはならないと思っています。それでなくても社会を変えるのは大変です。マイノリティの力は限られていますので、何とか両者の主張の間を取り持って、前に進めていきたいと思っております。(拍手)

瀬名波:次に田中かず子さん、お願いいたします。

田中:私がセクシュアリティの問題を本気で考えていこうと思ったのは、1990年代の中ごろのことです。そのとき、一人のICU(国際基督教大学)卒業生がレズビアンだと私にカミングアウトしてくれて、ICUの4年間とても孤独だったと教えてくれました。私のよく知る学生だったので、私は頭の中が真っ白になってしまいました。大学院生時代のオフィスメイトがレズビアンで、私をレズビアン・コミュニティによく連れて行ってくれましたので、私は性的マイノリティのことを、よく知っていると思っていたのです。でも、まったくわかっていなかった。それからは、

ジェンダー・セクシュアリティを前面にだしていく授業構成を心がけましたし、性的マイノリティのイベントに出かけていって話を聞いたり、情報を集めようと駆けずり回りました。



田中かず子さん

2004年にICUキャンパスにジェンダー研究センター(CGS)を設立し、学内外に開かれた、ジェンダー・セクシュアリティに関心のある人たちのコミュニケーション・スペースとして運営してきました。開設当初から、性的マイノリティの学生が中心に位置づけられるようなセンターを構想しました。私は性的マイノリティの学生たちをキャンパスで常時10人以上知っていましたが、学内でカミングアウトしていたのは一人だけしかいませんでした。性的マイノリティの学生たちが孤独感に押しつぶされることなく、学内に安心して自分らしくいられる場所がどうしても必要だと考えていたのです。

CGSを開設する準備の段階から、CGS

は性的マイノリティの学生や院生のたまり場 となりました。すべての授業が終わる午後7 時以降、わいわいがやがやと賑やかで、セン ターの近くに研究室がある先生方から静かに するようにとクレームが来ていました。毎日 一緒に活動するなかで、私は大いに鍛えられ ました。特に重要だと思ったのが、私の立ち 位置をはっきりさせることでした。私はヘテ ロセクシュアルの、性別違和を感じないシス ジェンダーの女性です。「自分は性的マイノ リティのことを知っている|と思うことは思 い上がりでしかありません。性的マイノリ ティの代弁はできないし、してはいけない。 そうしたことをひとつ一つ、学生たちと話し たり、一緒にイベントを運営する中で、私は 学んでいきました。

今回、三つのことをお話しし、私の基本的 姿勢をお示ししたいと思います。

まず、ホモフォビック、トランスフォビックな環境の中で、性的マイノリティの人たちは沈黙を強いられているということです。鈴木さんが先ほど、マイノリティのなかからもいろんな意見が出てきているし、声をあげることができるようになってきたとお話しになっていました。確かに最近いろんなところで性的マイノリティの活動が注目されていて、環境が変わってきたと思います。しかし、性的マイノリティの人たちが公的な場で性的マイノリティとして発言することはまだまだ困難なことです。

ICUには150-60人の教員がいますが、性的マイノリティとしてカミングアウトしている人は一人もいません。20人に一人が性的マイノリティといわれていますが、仮にそうだとすれば「150-60人の教員に性的マイノリティが一人もいないというのはどうして?」という感じです。CGSを運営して10年以上

経ちましたが、やはり未だに性的マイノリティの人たちが簡単に声をあげられない、ホモフォビックな、そしてトランスフォビックなキャンパスなのだと強く思います。ヘテロシスジェンダーとして自分がしなければならないことは、性的マイノリティの人たちが声をあげていくことができるような環境を作っていくことだと思っています。

二つ目は、同性婚が解決ではない、同性婚によって性的マイノリティの人たちの困難が解決するわけではない、それはゴールではない、ということです。なぜなら、私は、婚姻制度そのものが性差別的な構造をはらんでいると考えているからです。正しいセクシュアリティと、正しくない邪悪なセクシュアリティを線引きし、正しいセクシュアリティは優遇するけど、そのカテゴリーに入らないすべてのセクシュアリティはおぞましいものとして排除するという力関係がずっと働いてきました。この差別構造の根っこに、婚姻制度が深くかかわっています。

では、何が正しいセクシュアリティなのか。 社会で「普通」「自然」だと受け入れられる 正しいセクシュアリティというのは、結婚し ているカップルの間での、子どもを産むこと につながる性的関係であり、1対1の排他的 関係で、その関係にはもちろん愛があって、 カジュアルではなく長期間継続していくこと を前提とし、直接的に金銭で支払われない無 償の性愛のことです。それにあわないセク シュアリティは、いかがわしく、異常なもの として排除されて差別されて当然だとみなさ れてきました。こうした線引きが婚姻制度に べったりと張り付いています。みんなが祝福 してくれるハッピーな結婚なのに、異性間に 認められている結婚が同性間ではできないの は不当な差別なのだから、同性間にも結婚を

認めるべきであるという議論が広がり、国際 的にも同性婚、同性パートナーシップを導入 する国が増えています。同性だから結婚でき ないというのは差別であるというのは、確か にそうです。性的マイノリティの人たちには、 同性婚や同性パートナーシップ制度について いろいろな考えがあると思います。声が大き い人だけでなく、いろんな意見が言える場を 確保する必要があるでしょう。しかし、結婚 制度自体が孕んでいる差別構造について、 もっとしっかり考えないといけないのではな いでしょうか。ヘテロシスジェンダーの私は、 結婚制度には当事者として向きあえるし、向 きあわなければならないと思っています。

結婚制度が孕んでいる性差別に関して、こ れまでフェミニストは果敢に挑戦してきまし た。近代社会の仕組みにおいて、女性は結婚 制度を通して私的な家庭という場に囲い込ま れていきました。近代核家族の夫婦、親子は 「愛」によって結ばれていることが大前提で す。社会が優遇する「正しいセクシュアリ ティーとは、この結婚した異性カップルの性 的関係に規定されていることは先ほど述べた 通りです。同性婚を許容する動きは、この「正 しいセクシュアリティー規範を揺るがすこと なく、同性カップルも主流の市民として含め ようというものです。現在の結婚制度は、「愛し を担保に核家族の狭い人間関係の中に、ケア が必要な家族の世話を押し付け、かつ家族の 面倒を全面的に引き受けるセーフティネット の役割を果たすようにと迫るのです。貧困に 苦しむ独身女性には、「結婚しないあんたが 悪い | という結婚への圧力がとても強いです。 同性婚が認められれば、今度は同性カップル も自己責任が問われ、プライベートに問題を 解決するように求められるようになります。 本来社会福祉政策を充実させることによっ

13

て、一人でも生きていくことができる社会を 作るべきなのではないでしょうか。結婚制度 に保障される関係に入らなくても、十分に生 きていくことができるよう社会福祉制度を充 実させることが大切なのではないでしょう か。

世界的に同性婚成立への大きなうねりがあ り、日本でも同性婚が認められるようになる と思います。ですが、同性婚が問題の解決で はないと思っています。ですから、同性婚を 達成するために、今あるエネルギーやリソー スを使い切らないようにしてほしい。そうで はなくて、「オルタナティブな親密な関係」と はどういうものなのか、婚姻制度にある差別 構造を乗り越えるような、オルタナティブな 制度とはどういうものなのかについて考える 方向に、思考をスイッチしてみたらどうで しょうか。札幌で同性パートナーシップにつ いてアクションを起こそうというのであれ ば、札幌らしいメッセージを出していっても らいたいなぁと思うのです。すごく、期待し ているのです。

三つ目なのですが、婚姻制度とかジェンダー規範といった構造的なレベルと、個人のプリファランス(preference好み・選択)とは分けて考えないといけない、のではないかということです。「女らしさ」や「男らしさ」というジェンダー規範は、状況の変化にそって再生産されながら私たちの生活を規定しています。たとえば、「女の子は○色、男の子は○色」という大枠での規範はまだまだ生きています。フェミニストは、性別に係らずもっと自由に選択できるようにしたいと、ジェンダー規範に抗ってきました。これは構造レベルです。でも、女の子が「ピンクのフリフリのスカートが大好き!」というのは、全然OKでしょう。個人のレベルでは、選択肢は多

い方がいい。異性愛規範という構造に反対しても、だからといって「異性が好き」という個人の選択を否定するわけではありません。 構造レベルと個人の選択のレベルをまぜこぜにして考えると、混乱を引き起こすように思います。

私たちはどんなオルタナティブな「親密な関係」が可能なのか、まだ十分に話をすることができていないのではないでしょうか。また現在、同性婚、同性パートナーシップ制度について意見を表明できる人は、ほんの一部の人たちでしょう。様々な意見があるはずなので、性的マイノリティの人たちが発言できる、そのような場を作ることに力を注いでいきたいと思っています。近代国家の規定する婚姻制度はすでに機能不全を起こしていると思うので、これからのオルタナティブな親密な関係の在り方について、できるだけ自由で選択肢がある仕組みについてじっくりと話していけたらいいなぁと思います(拍手)。

瀬名波:次は、コメンテータとしてお招きした石井吉春さんです。

石井:セクシュアル・マイノリティを社会的にどのように受け入れ、許容するかが大きな流れになってきました。同性婚類似の形から入っているようにも見えますが、制度作りの流れを見ると、そうした関係を認知する動きが出てきたという印象をもっています。地域社会が具体的な問題に反応しながら、長い時間をかけて世の中を変えていくという動きは、これまでにもありました。例えば情報公開一つを取っても、今は、国も地方公共団体も企業も情報を外に出すことが当たり前になっていますが、元はと言えば、それは山形県の小さな自治体が始めたことです。それか

ら20年ほどたって自治体の97~98%が条例を作り、情報公開を進めてきました。国も2001年ころに法律を作りましたが、このような流れは幾つかの分野で見られることです。

最近は自治体の議会に、自らの存在意義を 問い直そうと自治基本条例や議会基本条例を 制定する動きがあります。また、自分たちの アイデンティティーを出すというタイプの条 例もできています。極端な例では、どんな意 味があるのかいぶかるような「乾杯条例」(編 集注:各自治体で乾杯の際にその地域の地酒 を使おうという条例)といったものまででき ています。地方分権の流れの中で、条例で法 律の上書き的なこともできるようにすべきと いう議論も出てきています。その位置づけ、 価値という点から見ると、条例が身近なもの になってきていると考えられます。こうした 流れの中でパートナーシップにかかわる条例 をとらえると一変な言い方になるかもしれま せんが一さまざまな論点や問題点を地方から 発信していくことができるようになってきた と思います。



石井吉春さん

さて、パートナーシップの問題をどうとらえるか、ということで言うと、まずはマイノ

リティの存在をきちんと認識するということ と、そのためにどのような仕組み作りをし、 人々の認識作りをするかということです。そ こはまだ十分に議論されていないのではない かということで、今日の場も含めて議論を重 ねて、流れを作っていくことが重要だと思っ ています。

どこまで向き合っているかは温度差がありますが、北海道では少数民族の問題について認識を深めつつあります。また、北海道にはいろいろな人がいろいろなところからやってきて地域社会をつくってきたという歴史がありますから、北海道には多様性を受け入れる土壌があると思っています。パートナーシップの問題は、住みよいまちとはどんなものか議論できるテーマだと感じております。私は、勉強中という知識レベルではありますが、具体的な方向づけに関して一定の参加ができればと思っております。(拍手)

瀬名波:ありがとうございました。まだまだお話しになりたいことがあると思いますが、 これでフォーラムの前半を終了させていただきます。

15

(休憩)

■第二部 項目別討論

- 1. 基本的人権尊重の見地から
- 2. 日本国内外の動向について
- 3. 地方活性化の見地から
- 4. その他 (大学の役割、持続可能な社会作り、など)

瀬名波:時間になりましたので、後半を始めてまいります。須田布美子さん、鈴木賢さん、田中かず子さん、石井吉春さん、壇上にお戻りください。

ただいま皆様からのご質問、ご意見をスタッフが取りまとめております。後半は、できるだけ多くの皆様のご意見を反映させた討論にしたいと思っております。

それでは、質問用紙を整理している間に、 登壇された皆さんに前半で発表されたご自身 のお考えについて補足などがあればお話しし ていただきたいと思います。いかがでしょう か。



瀬名波栄潤さん

田中:先ほどの私の話で、もう少し強調したかった点があります。それは、同性パートナーシップ制度とか同性婚の問題というのは、性的マイノリティの人たちの問題というよりは

性的マジョリティの問題なのではないか、ということです。私が「マジョリティの問題」と言うのは、マジョリティとしての当事者性がある、自分の問題ということです。ところがマジョリティのほうには、自分の問題として考えなければいけないイシューを突きつけられているというひしひし感がないように感じるのです。そこは強調しておきたいと思います。

須田:田中さんのご発言にも関係するのです が、そもそもパートナーシップ制度でいいの か、それとも同性婚を目指すべきなのか、そ こは大いに議論が必要です。結婚して名字を 変えている弁護士―その多くは女性ですが― は、戸籍上の氏と職務上の氏が違うことでと ても不便を感じています。私は結婚して名字 を変え、その後に弁護士登録しているので、 戸籍上の氏も須田です。ですから不便を感じ たことはありません。ですが、結婚する前に 弁護士になっている人は、そうはいきません。 私たち弁護士はいろいろな銀行口座を持って いたり (家庭裁判所等の) 審判をもらってい たりして、名字を後から変えることがすごく 大変なのです。そのために、職務上の名字を 通称名として使うか、籍を入れず事実婚で やっていくか、そのどちらかしかありません。 なので、事実婚の場合にどうするかは私たち 弁護士には大きな問題です。そうであるなら ば、マジョリティとしてのヘテロであっても 事実婚のときに不便が出てくるのを解消する 制度を、パートナーシップの制度を設計する ときに一緒に作ることができないかと思って います。法律上の結婚をしていない男女の カップルにも使えるような証明が出ることが 可能になると、マジョリティも一緒に考えら

れ、みんなの問題としてより身近になるので

はないかと思っています。そこを制度設計に一緒に組み込んでいくことができると、いろいろな人がみんな一気に便利になり、議論としてもいろいろな人を対象にできるので、議会の中での議論のしかたが広がるのではないかと思っています。

瀬名波:皆さんのお話を伺いましたが、同性パートナーシップ制度というものの限界を知りながら、それでもそれを飛び石として利用していくというご意見がある一方で、そもそも婚姻制度自体について、「マジョリティからの視点」にクエスチョンマークを付して考えていかなければならない、というご意見があって、すでに割れているという気がします。

鈴木さんは、「EMA日本」という同性婚を 推進する団体の賛同者として名を連ねておら れます。そういった角度からも、中継地点に しろ、ゴールにしろ、同性婚というのは必要 だとお考えでしょうか。

鈴木:結論を言うとそうです。婚姻制度その ものが差別的構造を含んでいるし、問題のあ る制度であるというご指摘が田中さんからあ りましたが、そのとおりだと思います。だか らこそ、日本の同性愛者運動はこれを目標に 掲げてきませんでした。ところが最近は、外 国の影響を受けて、今まで全く運動をやって いなかった人たちが同性婚を主張し始めまし た。たとえばEMA日本という団体がありま す。私は必ずしも彼らの主張のすべてに賛同 しているわけではありません。むしろ立場は 相当違います。彼らは同性婚をゴールと考え ていると思います。要するに、「normalにな りたい|「自分たちはヘンタイではない|とい う立場です。少なくとも私はこれとはかなり 違います。けれども、須田さんが言われたよ

うな、例えば夫婦同姓を強制している婚姻制 度が続いている中で、同性婚がもし認められ たときには、同性のカップルは両方働いてい る場合がほとんどで、通常、どちらかがどち らかに依存して生活しているという構造はあ りません。そうだとすると、氏を一つにしな ければならないとすれば、恐らく使う人は相 当限られてしまうと思うのです。しかし、同 性婚の議論のなかで、異性婚の在り方を反省 させるきっかけになる可能性はあります。だ から、単なる同化主義にとどまらず、既存の 制度を揺さぶるという機能が出てくるのでは ないかと思っています。そういう意味では、 流動性の中の一つの中継点にすぎません。け れど、やはりそこは通らなければいけないだ ろうと思っています。



討論の様子

できた制度が必ずしもよい制度とは限らないとしても、今よりは少しはましで、さらに将来その先の進展が期待できるということであれば、まずはパートナーシップなり同性婚なりに踏み出すべきだと思うのです。そこには問題が残されていることを認識しつつも、やはり最初の1歩を踏み出すべきだと思います。それは、親密圏をめぐる公序をよりよいものにしていくための一里塚なのです。

瀬名波:1週間ほど前の打ち合わせのときに

石井さんが、条例を考えるときに二つのことを意識しながら発言したいと言われました。すなわち、理念を内外に示すための条例作りを目指すべきなのか、それとも実効性を持った、つまり生きている人間がよりよく生きるための制度として考えていくべきなのかを目標として考えていくのか、それとも中継地点として考えていくのか、それはまさに同性婚を理念として考えるのか、最終的なゴールとして実効性があるものとして考えるのかと思うのではないかと思うのではないかと思うのです。これまでのお話を聞いて、理念と実効性という点から、石井さんはどのように思われますか。

石井:私自身二度目の結婚をして、今は事実 婚状態です。自分の経験でも婚姻制度には問 題があると感じております。制度の多様性を 広げるという意味での同性婚は一定のター ゲットにはなると思うのですが、それが本当 にゴールなのかというと、あまりゴールとい う感じはしません。理念というよりは認識と いいますか、自分も含めた普通の市民がいろ いろな物事をどう受け止めるか、その認識が どこまで共有、共感できるかということでは、 この問題は入り口段階だと思います。同性婚 について全く知らなかった人がどれだけいる か分かりませんが、その存在をふだんの生活 感の中で意識してきた人はほんとに少ない し、今も少ない。それがどこまで変わるのか。 変わるための議論なり、参加なりがどう動い ていくのか。時間はかかるけれども、一つず つやっていって広がっていかないと、仮に条 例ができた、法律ができたといっても、「では 何が変わったのか | という問題になってしま うという感じがします。

瀬名波:条例を仮に作るとして、形、箱物だけにするのか、それとも実効性のあるものにするのか。須田さんの場合、弁護士としていかに社会の仕組みを作り、実効性を持たせられるのかを視点の一つにするのだと思います。また、田中さんの場合は、婚姻制度、戸籍制度自体を見直すのだというのならば、実効性よりは理念を時間をかけて構築していかなければならない、ということだと思います。お二人の立場は違うと思うのですが、時間という観点ではどのぐらいのスパンを考えておられるのでしょうか。

須田:実効性と言う意味で言えば、今現在 困っている人たちがいるので、1日も早くそ れを何とかすべきだと思っています。例えば、 同性であって婚姻していないから入院した パートナーに面会謝絶のときに会えないと か、震災のときに遺体を引き取れないとか、 いろいろな問題があります。例えば市営住宅 に一緒に入れないとか、一つ一つのことに対 応していくためには、やはり何らかの法的な 効果を持ったものを早く作ってほしいと思っ ています。それとは別に、そもそも婚姻とは 何か、家族とは何かというのは時間をかけて みんなでじっくり話していくべきことでしょ うから、まずは小さい効果を生むものを条例 として作っていって、社会の認識を少しずつ 変えていきながら、最終的な目標はどこにあ るのかをみんなで議論していくべきなのだと 思います。

田中:どれぐらいのスパンを考えているのかということですが、遠回りをしているようでも、性的マイノリティの人たちがいろいろな声を上げていくことができるような環境を、マジョリティが作っていくことだと思ってい

ます。マジョリティは何の痛みも感じること なく、抑圧構造に「加担している側」にいる のだぞと、常に問いかけていくことが必要だ と思うのです。マイノリティの人たちから声 が上がるまでわからない、というのではなく て、マイノリティの人たちが声を上げること ができない抑圧状況に加担しているのだと、 意識していくことです。よく「アライ(性的 マイノリティを支援する人) | と言いますが、 それはあくまでも支援者であって、当事者で はありません。「アライ」がしなければなら ないのは、当事者性をもって抑圧構造に立ち 向かうための情報発信をしていくことではな いかと思っています。渋谷区の条例でも第3 条、第4条に男女の人権の尊重、性的マイノ リティの人たちの人権尊重ということがうた われていますが、そこにもっとフォーカスさ れるべきだと思うのです。パートナーシップ 証明のことだけが独り歩きしていますが、そ うではなくて、日々の生活の中でいかに抑圧 構造が作動しているか、その問題をもっと意 識化させていくことが必要です。そうするこ とが、遠回りをしているようでも、結局は社 会を変える力につながるのではないかと考え ています。

瀬名波:そこで、石井さんにお聞きします。 ご専門の地方公共政策の立場から考えて、ど ういったステップが一番効果的なのでしょう か。

石井: 当事者が声を上げられない構造が問題だという面はあると思います。ただ、声は少しずつ出てきています。それをどう広げるかがポイントです。当事者の参加を広げるだけではなく、当事者の生の声にどれだけ共感が増えていくか。そうした動きが具体的に出て

くること、見えることが大事だと思います。

行政プロセスにおいては、市民活動がそのまま首長を動かすようなケースもありますが、問題認識が広がる過程ではワンステップ置いて、まずは特定の議員を動かし、議員が議会で十分に意見陳述をすることも、重要な意味を持ちます。どんなつまらない条例でも、そうしたプロセスがうまく回ったときに形が実現することはあります。首長にも個性があります。好き嫌いも含めて、これはやる、これはやらないという首長もいますが、首長にはむしろニュートラルな人が多いですから、具体的に市民の声が出てくれば意識が変わってくるし、首長のレベルも上がってくると思います。

瀬名波:そういうステップを考えたときに、 機は熟したのか。これからそういったものを 動かしていくとして、石井さんが言われたよ うなことは可能な時期に来ているのでしょう か。鈴木さんはどのようにお考えですか。

鈴木: それは市議会なり市長の決断だと思います。問題は当事者がどういうアクションを起こして、彼らを動かせるかです。偶然的な要素は大きいと思います。渋谷の場合、長谷部さんと前の桑原さんという区長がいましたし、議員の中にもこの問題について関心を持っている人がいて、必ずしも当事者が突き上げたわけではないのです。世田谷では、区議会議員の上川あやという人が当事者の背中を上手に押して、当事者が要請したという形をとって、実現にこぎ着けました。議会と役所の担当者と当事者の連携の中で、狭い橋を渡って上手に実現させたのです。札幌の場合、どう展開するかは分かりませんが、当面は関心を持ってもらえる議員を探すことが重要で

しょう。そしてその議員に、当事者が働きかけていくことが最初の一歩です。

渋谷の場合は結局、非常にハードルの高い 制度になってしまって、二つの契約について 公正証書を作らなければいけません。それに は当然、費用もかかります。ですから、第1 号は出ましたが、二組目がなかなか登場しま せんでした。それに引き替え、世田谷のほう はすでに11組も申請があるそうです。私は 先日、台湾・台北市の同性パートナーシップ の登録の実務を見てきたのですが、同性カッ プルは戸籍事務所へ出向いて、その場ですぐ に、ものの30分で証明書をもらって帰ってこ られるのです。事前予約も必要ない。しかも 費用もかからない。このような台湾の例を見 ると、世田谷にしてもまだ手続きのハードル が高いと思うのです。世田谷も事前に予約を しなければいけません。仮に札幌でやるので したら、世田谷や渋谷の例があるので、それ よりもっとよいものにするように工夫をした らいいと思います。それこそ、札幌のブラン ディング戦略に寄与しますよね。

ブランディング戦略は必ずしも悪いとは思いません。しかし、あまりそれを本質的なものとして見ないで、そうした論理も「利用してやる」というスタンスでやるのがいいと思います。いずれどこの自治体でもやりだすと、やっていないところが逆に「遅れてる」と言われることになります。要するにマイナスブランディングになっていくときが、いつか来ると思います。そんなふうにならないうちにやったほうが、恥ずかしくないということですね。

瀬名波:須田さん、もしくは周りの方たちに、 札幌独自の、もしくは田中さんが言われたオ ルタナティブな案や構想のようなものはあり ますか。

須田:具体的に制度として構築したものが 今、頭の中にあるわけではありません。漠然 と考えているのは、男、女も同性も全部、届 け出一本でできる制度です。そこでハードル を全部なくせとは言いません。少なくとも今 の婚姻制度と同じぐらいの、証人が2人いれ ばできるという程度の足かせはあってもよい と思います。すなわち証人2人の署名・押印 をもらってきたら、事実婚状態というかパー トナーシップ状態というか、そういった状態 にあることを認める証明書を出してくれて、 それを自治体が認める、あるいは自治体の中 にある事業者が認めるという効果ぐらいは設 定してほしいと思っています。それであれば いろいろな人が利用できて、そんなに大変で はありません。また渋谷区みたいにお金のか かる制度にはならず、いいのではないかと個 人的には思っています。



討論の様子

1. 基本的人権尊重の見地から

瀬名波:さて、「基本的人権尊重の見地から」 「日本国内外の動向について」「地方活性化の 見地から」ということで、皆様からたくさん のご質問やご意見を頂いております。

《家族を作るとき、性の問題が必ず入ってきますが、異性も同性も性的対象として見ることができない人は、家族を作ることができないのでしょうか》

このご質問は、主に田中さんへのものでは ないかと思います。

田中:できると思います。全然問題ないです。 これまでは男と女の性的関係が家族形成の中心に置かれ、二人の間で子供を産み育てることを前提とする家族観が支配的でした。しかしこれからは、いろいろな家族の在りようが認められていくことになるのではないでしょうか。二人ではなく3人4人という複数の人 たち、性的な関係でつながっていない人たちとか。「ケアする・ケアされる」という性愛とは別の関係が中心に置かれるような家族などなど。オルタナティブな親密な関係の在り方を考えていくことが、これから重要になるのではないかと思うのです。「信頼関係のある親密な関係」に、セックスはあってもなくてもいいのではないかと思っています。

須田:先ほどの鈴木さんのお話では、台湾の 法案には婚姻関係のもの、パートナーシップ のもの、そして親族化するためのものがある ということでした。三つ目のものが今のお話 と近いと思うのですが、それはどういう制度 設計になっているのでしょうか。

鈴木: まだ私的な法案の段階ですが、2人でなくてもいいのです。3人、4人でもいい。要するに、ケアについての約束をしてそれを登録する。そのことによって、家族としての法

的効果を認める、というものなので、まさに 田中さんが言われたようなものを想定してい ます。

ただ、これについては社会的な反発が非常に強く、「それは家の中で多人数で性行為をすることなのか」という声が、キリスト教団体から上がっています。このように考えるのは親密=性愛と考えているからなのですが、そうではない家族の在り方だって「あり」ではないか、と彼らは言っているのです。これはすごく新しい考え方です。それに年を取ってくるとセックスとか性愛といったことは優先順位が下がってきて、それに代わってケアの問題がすごく重要になるわけです。そうすると、お互いに助け合おうと約束して、それを家族として法的にも認めるということは大いにありうる選択肢だと思います。

だから、パートナーシップも同性婚もそうなのですが、家族の多様化への第一歩と位置づければ、ポジティブに考えられるのでないかと思うのです。単なる多数派へのすり寄りではないという位置づけが可能だと私は思っています。とりあえずはパートナーシップから始めましょうということです。

それから、須田さんが言われているのは、 異性愛のカップルだって必ずしも婚姻を選ば なくていいではないか、ということだと思い ます。そうなっていくと家族は多様化します から、まずは同性にパートナーシップ制を認 めるというのは大いにありうるステップだと 思います。

瀬名波:次のご質問は、「基本的人権尊重の見 地から」のものです。

《既存の婚姻の枠を取り払う方向へ法制度を 進めるとして、どういった権利を保障し、ど ういったシステムで関係の認定もすべきだと 思いますか。渋谷区のように公正証書などが 要るのでしょうか。それとも、合意のみでよ いのでしょうか。また、家族に認められる公 的保障などはどういう形にするべきでしょう か》

須田: 先ほども言ったように、要件として公 正証書までは必要なくて、届け出でよいので はないか、証人さえいればいいのではないか と考えています。届け出の効果に関しては、 現在、法律婚に認められていることを全部認 めるのは難しいでしょうし、あるいはそもそ もその必要もないのかもしれません。ただ、 やはり亡くなったときの相続は、結構大きな 問題になります。法律上の親族関係がないと いうことになると、遺言がないと、自分が亡 くなった後に、自分が思ってもいない人に自 分の遺産が渡ってしまうことがあります。あ るいは、お金がなければそんなことは関係な いと思う方がいるかもしれませんが、一緒に 借りて住んでいる賃貸住宅の居住権も相続で きないので、いろいろ困ることがあるのです。 なので、やはりそういった、亡くなったとき についての法整備は必要になるかもしれませ ん。そこがまだできないのであれば、少なく とも個人々々が遺言を書いて、カバーしてい く必要があると思います。

鈴木:私は、パートナーシップ制度を作るにしても、法的な効果が何であるかは二の次でもいいと思っています。それよりも、それを作ることによる社会的な効果のほうが重要で、条例に書かれていなくても病院がそれを尊重してくれればいいわけだし、第三者が関係を否定しなくなればいいだけの話ですので、強い対抗要件にする必要は必ずしもないと思います。だから、どういう法的効果を盛

り込むかということはそれほど重要ではないと思っています。

相続の問題も同様です。要は、遺言を作っ ておけばよいわけです。例えば遺留分権者が 遺留分減殺請求をしてきたときに、遺言の効 力が減殺されてしまうことを防いでおけばい いわけですから、登録をして認められたカッ プルなら、遺言によって家族に対する説得力 が強まると思うのです。つまり、遺言の効力 を否定する人を出現させないようにすればい いわけです。そうなると、カップルの日ごろ の努力はすごく大事だし、公的な登録をして いれば、親にも言いやすくなると思うのです。 「私たちは登録しました。だから死んだとき に遺留分減殺請求はしないください | と言え れば、遺言で全部、譲渡できるわけです。そ れを否定しようとする人が出てくる可能性は もちろんあるのですが、社会的にそれが認め られていけば、否定する人は少なくなってい くと思います。だから、当初はすごくハード ルの低い、つまり法的にはあまり意味のない ものとしてスタートするというわけです。こ れは世田谷も渋谷もそうですが、それで構わ ないと私は思っています。

須田:今のご発言はとても理想的というか、素晴らしいものだと思うのですが、ふだんぐちゃぐちゃになった権利関係しか見ていない弁護士の目からすると、やはり闘うツールがないとどうしようもないと思います。渋谷区のような「事業者はこれを尊重しなければいけない」という抽象的な一行でいいのです。「これがあるのに、あなたは守っていない」と言えると、事案が一気に解決に向かったりします。ですから、抽象的でも薄くてもいい、でも何らかの効果を入れてもらわないと必ず問題が生じます。先ほど、「遺留分権者を説

得しておけばいい」というお話がありましたが、お金が絡むとそうはいきません。(笑い) 何かあったときに何とかできるルールを作っておくほうがいいと思います。

瀬名波:次は、質問というよりもご意見です。 《同性婚が既存の婚姻秩序、家族規範への同 化だという指摘は当然だろうと思いますが、 田中さんのご指摘のとおり、〈法=権力〉措定 型、〈法=権力〉暴露型双方の議論が重要だと 思いました》

《法学的あるいは人権的観点の研究はディシ プリン (学問分野) の問題なのかもしれませ んが、今日の議論は法解釈をアクロバチック に結びつけて、シングルイシューを解決しよ うとしているように感じました。議論の整合 性などよりも、問題そのものを解決すること を重視してほしいと思います》

これは質問です。

《昨今のLGBTや同性婚といったはやりの概念が、そのもので重要な問題があることは言うまでもないのですが、ここに至るジェンダー・セクシュアリティ研究の系譜、とりわけフェミニズムを矮小化しているようにも思います。そうした系譜をさらに受け継ぐ必要もあるし、その中に何らかの示唆があるようにも思います。結婚という価値と家族という価値は、分ける必要があるのでは?なぜ、家族という価値、あるいは概念、言葉にこだわるのでしょうか》

まず一つ目の意見について、田中さんはコ メントがございますか。

田中:私は法学者ではないので厳密には分からないのですが、同性婚とか同性パートナーシップ制度について考える時、日本の場合今ある戸籍制度抜きには考えられませんよね。

しかし、戸籍制度のことなどほとんど取り上げられていません。まだ議論が始まったばかりで、「同性婚」「同性パートナーシップ制度」といった用語がファッショナブルに流布されている段階なのかもしれませんが、婚姻制度、戸籍制度をどう考えていくのかしっかり議論することがとても重要だと思うのです。それらを無視して飛び交う世論形成の仕方には、「ちょっと待ってください」と言いたいと思います。

瀬名波:「法学的あるいは人権的観点の研究は ディシプリン (学問分野) の問題なのかもし れませんが、法解釈をアクロバチックに結び つけて、シングルイシューを解決しようとし ているように感じました」というのは鈴木さ んに向けてのコメントのように思われます。

須田さんや田中さんから「同性パートナーシップ制度というのは途中経過であって、目標ではない」というお話がありました。また鈴木さんも同じような立場で、「同性婚には賛成するけれども、そこはゴールではない」ということを言われたと思います。しかしこれについて、会場には「アクロバチックに結びつけている」という印象をお持ちの方もいるようです。

鈴木:憲法24条の話をしたからでしょうか。 「同性婚は憲法違反」と言う人がいるので、そ の誤解は解いておきたいというだけの話で す。アクロバチックになっているのは違憲論 のほうだと思います。素直に読めば、違憲に は読めません。

瀬名波:次は須田さんへのご質問です。

《同性のパートナーと暮らしていて、子供がいた場合、産んでいない親は戸籍上の親子と

認められないため、親権および養育権は認められないのでしょうか。産みの親が死んだ場合などは、どうなるのでしょうか。また、それが認められるための手続きがあるなら知りたいと思います》

須田:現実的なお話ですが、どちらかが子供 を産むという話なので、レズビアンのカップ ルということですね。レズビアンのカップル で、どちらかが子供を産んだ、あるいは子供 がいた。男性と結婚したが離婚して、それで 自分のセクシュアリティに気づいて、その後 に女性とつきあうという方もたくさんいるの で、子連れのレズビアンカップルというのは よくある話です。ただ、日本の今の民法では、 共同親権者になることができるのは婚姻して いる夫婦だけです。婚姻している夫婦は共同 親権者になることができますが、離婚した カップルの子供、あるいは婚姻していない状 態で生まれた子供、すなわち婚外子は、単独 親権なのです。ですから、もしレズビアンの カップルの間に第三者精子提供などで子供が 生まれたとしても、その子供の親権者は当然、 産んだお母さんです。産んでいない一緒に暮 らしている人はどうやっても、一緒に親権者 にはなれません。親権者になるための唯一の 手段が、養子縁組です。その子と産んでいな いほうの人が養子縁組をすると、産んでいな いほうの人は親権者にはなれます。しかしそ の結果、実の母は残念ながら親権を失います。 このように、共同親権が婚姻している夫婦に しか認められていないということで、いろい ろと困難が生じています。そこを整理してい くには、同性婚をどうするか、同性パートナー シップをどうするかということと一緒に、戸 籍の整備についても考えなければいけません し、親子関係、親族関係、相続関係も全部、整

備していかなくてはいけません。

瀬名波:鈴木さんと田中さんへのご質問です。 《結婚とは似て非なる "結婚もどき" のパート ナーシップ制度の推進によって、むしろ同性 間、異性間カップルの格差を定着させること につながる危険はないのでしょうか。また、 そうならないようにする具体的な方策はある のでしょうか》

鈴木:確かにそういう危険性はあります。台 湾では同性パートナーシップ制に反対する声 がけっこうあります。すなわち、「われわれ は二級市民ではない。どうして婚姻制度では なくて、それより劣るものしか与えられない のか | と。ただ、今はゼロなわけです。そう すると、0.5になればプラス、まだ1になって いないけれど、という考え方をすればいいの ではないでしょうか。だから、同性婚へ至る ステップとしてパートナーシップを考えれ ば、「今よりはまし」ということでポジティブ に評価できるのではないでしょうか。欧米で は、まずパートナーシップ制を認め、しかる 後に同性婚に進んだという国がほとんどで す。そういう意味では、第一歩だと考えれば、 差別されているけれど前よりはいい、という ことで話は通るのではないかと思っていま す。

田中:フランスのPACS (Pacte Civil de Solidarité) は、パートナーが共同生活を送るために結ぶ契約で、連帯市民協約と訳されていますが、これは婚姻ではありません。フランスでは結婚すると離婚するのがものすごく大変なので、異性カップルのPACS利用者が増えています。私たちは婚姻制度に何を求めているのでしょうか。今ある制度の上に乗っ

かっていくより、もっと別のオルタナティブ な親密な関係、より開かれていて対等な関係 をどうすれば作っていけるのか、真剣に考え ていく時期に来ているのではないでしょう か。今現実にあるものを前提とするのではな くて、可能性としてより好ましいものはどう いうものかを語っていきたいと思います。

私が今気になっているのは、「同性婚」でも 「同性パートナーシップ制度」でも、「同性」 と規定していることです。トランスジェン ダーの人たちは、男か女かを迫る社会に息苦 しさを感じていて、男でも女でもない性別の 違和を訴えています。性自認が明確な性同一 性障害の方が、トランスジェンダーよりも一 般的に理解され受け入れられているようです が、ここはもっと丁寧に対応していくべきで はないかと思っています。

鈴木:フランスのPACSはやや違うタイプの ものです。つまり、婚姻とは別の類型の家族 を作ってしまったのです。ですから、フラン スは同性婚も認めたけれど、PACSはそのま まになっているのです。また、PACSは異性 のカップルもたくさん使っています。そうな ると、これは「婚姻の二級品」ではない別の 類型です。つまりフランスでは別のタイプの 法的家族になっているのです。フランス以外 のヨーロッパの国で同性婚を作った国は、 パートナーシップを廃止したところもありま す。同性婚を作ったときに、パートナーシッ プ関係を勝手に婚姻に変えてしまった国もあ ります。そうなると、パートナーシップは明 らかに二級婚姻だったということで、それを 一級に格上げしたということになってしまい ます。この辺のことはもっと議論すべきです ね。つまり、パートナーシップは婚姻の二級 品なのか。それとも別の類型の家族を作るの

か。こういったことをちゃんと議論する。フランスのように「別の類型」にするなら、それは異性のカップルも使えます。性別がはっきりしない人たちも使える。ただ、日本の場合だと戸籍上はどちらかの性別に決まっています。そうだとすると、同性とか異性とか性別は問わないで、だれでも使えるようにしておいたほうが、家族の多様化や流動化には資すると思います。渋谷や世田谷とは違うもっとポジティブなものにするには、同性か異性かは聞かなくても登録できるようにする。こうすると、新たな展望が開けるかも知れないです。

瀬名波:次は、理念と即効性という観点から、 切実なご質問だと思います。

《提言者の皆さんは同性婚に対して肯定的ではないようですが、ただのカップルというだけでは社会で不利益を受けることが多い気がします。その点で理想とする制度はどのようなものでしょうか。

また、結婚そのものの構造の問題が指摘されていましたが、結婚という制度が今後、異性間、同性間を問わないパートナー制度のようなものに変わっていくことはないのでしょうか。憲法との兼ね合いについて知りたいと思います》

須田: だからこそ私は、何かしら法的な効果を持った条例を作ってほしいと思っています。少なくとも「事業者が尊重する」と渋谷区の条例に書いてあるのは、すごくいいことだと思います。それこそ病院にかかるときもそうでしょう。同性のカップルには部屋を貸さないという大家がいると、それに対して札幌市から「それはだめ」という指摘を受ける、指導を受けることになります。それは行政処

分になるので、意味を持ちます。ですから、何らかの法的効果を伴う条例を作れば、「ただのパートナーシップでは意味がない」ということとは一線を画すことができると思います。

婚姻制度自体も、今、このように議論して いるのは変わっていくための議論だと思うの で、来月、もしかしたら夫婦同姓が否定され るような最高裁判決が出るかもしれません (編集注:このフォーラムは2015年11月22日 に開催されたが、約一ヶ月後の12月16日に 最高裁で夫婦同姓は合憲とする判決が出た)。 まだ分かりませんが、その判決が出ると、一 気にいろいろなことが変わるのではないかと 思います。事実婚を仕方なく選んで、本当は 婚姻したかった男女のカップルが結婚できる ようになるかもしれません。それでも私たち は事実婚でいたいというカップルもいるで しょうが、パートナーシップのほうでいいと 思う男女のカップル、あるいは同性のカップ ルなど、いろいろ出てくると思います。

鈴木:台湾ではこんなスローガンが使われています。「性愛を独占的基礎とする家族像を打ち破り、法律婚の覇権的地位を揺るがすぞ」。日本ではやはりまだ法律婚が覇権的地位を持っていると思います。今後はこの地位はだんだん揺らいでいくだろうと思います。しかし法律婚をなくした国は世界にまだありません。法律婚の人気がなくなっている国はけっこうあります。法律婚を選ばない人や離婚する人が増加している国は増えていますが、法律婚がなくなった国はありません。今後の方向性としては恐らく、法律婚は選択肢の一つになっていくとは思われますが、選びたい人が選べるような選択肢としては残っていくと思います。人間は皆、法律婚をして、

子供を産んで、それで一人前になって、人生が完成するという「規定」のコースはだんだん崩れていくものと思われます。この同性パートナーシップがその第一歩になれば、家族のありかた全体を変えていくきっかけになると思います。そういう戦略の一つとしてとらえていきたいと思っています。

瀬名波:次のご質問です。

《パートナーシップ条例はカップルにとってはメリットがあるかもしれませんが、パートナーがいない人も尊重される、つまり一人でも生きていきやすい社会であるような制度が必要だと思いました。男女間の婚姻制度にも関わることだと思うのですが、このように一人一人が尊重される制度、社会にするにはどのような活動が必要か、お考えをお聞かせください》

結局、家族制度や婚姻制度の根本から考えなければいけません。それを究極の目標にしながらも、ある種のゲリラ戦術といいましょうか、必要なものは徐々に変えていくという戦術をとらなければいけないという、リアルな回答もあったと思います。

この点について田中さんはいかがでしょうか。

田中:日本は今、急速に格差が拡大しています。結婚したら男性は家族を養うべしという規範がありますが、低所得層の男性の未婚率は高く結婚できません。女性の場合には、高所得者層の生涯未婚率が高い。こういう現実がある。女性がシングルで生活ができないことは、結婚しないあなたの問題であり自己責任だとされてしまうような社会です。しかしながら、本来は一人でもちゃんと生活できるような社会の仕組みがなければなりません。

それが基本ですよね。そこの議論が、ほとんどされていない。そして、福祉に向けられるべきお金はどんどんカットされています。シングルマザーの困難はまだ見えますが、シングル女性の貧困は本当に不可視化されています。こういうことを私たちはもっと真剣に考えていかなくてはいけません。

カリフォルニア州のリサーチによると、カップル率が一番高いのは白人のゲイ男性で、カップル率が一番低いのは黒人のレズビアンです。80%の性的マイノリティの人たちは、シングルのまま年をとっていきます。結婚して財産を相手に残したいという人は、性的マイノリティのグループの少数な特権的な人たちで、大多数の人たちは周辺化されたままです。喫緊の課題は、二人でも一人でも生きていくことができるようなセーフティネットを社会で作っていくことです。ところが、そのような方向での議論が高まっていかない。私は、ここが問題だと思っています。

2. 日本国内外の動向について

瀬名波:さて、「日本国内外の動向について」という項目についても、いろいろなご質問やご意見を頂いていますが、とりあえずすべて読み上げさせていただきます。それぞれ答えられる範囲でお答えいただきたいと思います。また、このことについて熟知されている法曹界のかたが会場にいらっしゃいますので、コメントを求めたいと思います。

須田さんへのご質問です。

《道内に渋谷区、世田谷区のような動き、民間 企業での動きはないのでしょうか》

次のご質問は鈴木さんへのものですが、これについては田中さんもお詳しいと思います。

《実際に同性婚が制定されている国、すなわちイギリス、米国、オランダなどではラディカリズム(急進主義)と同化主義の議論はどのようになされ、そこで批判はあったのでしょうか。また、どちらが優位だったのでしょうか》

そして、鈴木さんへのご質問です。

《民主的基盤を前提としていない国における 性的マイノリティの状況と改善のしかたにつ いて、お聞きします》

また、似たようなご質問ですが、これも鈴木さんへの質問だと思います。

《台湾の婚姻平等、同性パートナーシップ、多様な家族の在り方を求めるという動向について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います》 どなたからでもけっこうですのでお答えください。

須田:市町村については分かりませんが、道 内の民間企業が動いているという話は聞いた ことがありません。ただ、従前、いわゆるセ クシュアル・マイノリティの法律問題として、パートナーが生命保険の保険金の受取人になれないということがありました。しかしながらそれについては、パートナーを死亡保険金の受取人に指定できるという保険会社が出てきました。ああいうものは本社一括で制度設計して日本全国で同じ商品を売るので、道内でも当然、保険金の受取人になれるように変わってくると思います。

瀬名波: それでは、実際に同性婚が制定されているイギリス、オランダ、米国などで、ラディカリズムと同化主義の議論はどのようになされ、それらに対する批判はあったのか、というご質問についてはいかがでしょうか。

鈴木:私はそれについてはあまり詳しくありませんが、両方の議論がずっとあった中で、多数派が同化主義に乗っかって保守化することによって、法案を通過させたのだと思います。相変わらず根本的な批判はありますが、そういう形で決着を図ったのだと思います。

沖縄でLGBTの活動している砂川秀樹さんがこういうことを言っています。

「大きく制度を変えていくときには、戦略的に支配的な文化に合わせていかなければならないときがある。しかし、そのまま支配的な文化と一体化したり、大きな社会的な流れにのみ込まれたりしないように、その危険を認識すべきである」と。このように、いったんは同化して、保守化するようなふりをしつつ、それが成功したら次の段階に進むということでいいのではないかと思います。ですから、「いったんは保守化する」という戦略を採った、と考えればいいと思います。

先ほど田中さんが紹介したように、確かに この制度を利用しているのは結局、白人のゲ イの男性であるという傾向はあります。「これはLGBTの内部に格差を作る制度である」と言う人がいますし、ある意味でそのとおりだと思います。だからといって、これに反対するのか、と問われると、私はとりあえず賛成するという立場です。同じことは異性婚にもあったのです。異性婚の場合でも、貧困な男性は結婚できない。女性も不利でしょうね。同性パートナーシップ制をつくれば、当然同性の中にも階層化が生じることになります。それはとりあえず仕方がないことだと思います。だから、そこに立ち止まらないで次の段階に進めばいいわけです。少なくとも「問題があるから反対する」というようにしないでほしいと思っています。

台湾の同性婚運動の特徴は、そのほとんどをレズビアンが担っていることです。そして、フェミニズム運動と強く結びついています。つまり、既存の異性婚制度の差別的構造を踏まえたうえで、婚姻平等化を主張しているのです。そこは日本の一部の運動家の人たちと違うところです。台湾の場合は地に足が着いているという感じがします。

中国では同性愛者たちは非常に厳しい状況 にあります。同性愛は治療の対象になってい て、お金もうけを目的とした「同性愛治療」 をしている病院がたくさんあります。当然、 同性愛の治療はできませんが、営利のために そういう治療をしている病院がたくさんあり ます。

中国ではお金もうけだけは自由なので、ゲイのSNSがものすごく広がっています。「Blued」というアプリです。世界じゅうのゲイに使われている「ジャックト (Jack'd)」などのアプリがありますが、中国ではネットが管理されているので、中国国内ではそれらがすごく使いにくいのです。この間、中国で開

発された Blued を運営している会社へ行ってきました。会員がすでに 2,000 万人だそうです。その会社の方は「中国にはゲイが 7,000 万人いるから、まだまだいける」と言っていました (笑い)。その会社ではすでに 100 人以上の人を雇っているのです。四六時中画像をチェックして、わいせつな画像を削除する作業をずっとやっています。結局、中国ではお金もうけは徹底的に自由ですが、こういった事業が人権や社会運動に結びつかないように、共産党が管理しています。中国では同性婚などは夢のまた夢といった状況で、まだ同性愛は治療の対象にされているという段階です。

刑事処罰はされていませんが、乱交パーティーなどは相当な取り締まりに遭っています。これはHIVの蔓延とも関係があります。同性愛関係を表にできず、それが地下に潜る国では、HIVが必ず広がります。ですから中国でのHIVはとんでもないことになると思います。独裁国家では、避けがたい現実です。

田中:1980年代のアメリカにおいて、HIV/ エイズの蔓延は、同性愛者のいかがわしい性 行為が原因であり、自業自得の事柄なのだか らと、政府は放置する立場をとりました。ゲ イの仲間がバタバタと倒れるのを見て、この ままでは見殺しにされるだけだと命を懸けて カミングアウトし、ここに自分たちがいると 声を上げ、ラディカルな運動を展開していき ました。しかしその後、HIV/エイズの治療 薬が見つかったことなどを契機として、性的 マイノリティの運動は社会に認められる主流 の市民権を持つ存在をめざす保守化の傾向が 主流となってきています。

今年の6月にアメリカ連邦政府最高裁で同 性婚の禁止は違憲という判決が出ましたが、 それまで同性婚成立という目的達成を求める 運動が人的・財源的なリソースの強力な収集 マシーンになって、性的マイノリティの生活 を改善するために地道に活動するためのリ ソースが激減したという事実があります。だ から、「同性婚とか同性パートナーシップ制 度は一つのステップだ」というのであれば、 その「次にあるビジョン」をしっかり持って 同性婚について考えていかなければならない のではないかと思うのです。

EMA日本は、「同性婚成立」を最終目的にしていて、その次のステージについてのイメージはまったくないとおもわれます。私も存じ上げているような多くの著名な方たちが賛同者として手をあげておられ、性的マイノリティのためのリソースがこの運動に集中していきそうな勢いがあります。日本でも同性婚に向けた運動は支持をえていくでしょうが、「同性婚がゴールではない」ということをもっと語っていくことが必要なのではないかと思っています。

鈴木:中国についてこの間、非常にショッキングなことを知りました。瀋陽から来ていたレズビアンの人に台湾で会ったのですが、彼女はNGOをやっていて、レズビアンとゲイの友情結婚の紹介をしているというのです。中国ではまだ人生において結婚しないという選択肢がありません。親に対して「結婚しない」と言えないのです。自分はゲイないしない」と言えないのです。自分はゲイないしたズビアンだから結婚しないは通用しない。だから、レズビアンの人と友情結婚をして、「結婚した」という形をとる。そうやって親をカモフラージュする。そういう人生を歩んでもらうためのNGOをやっているというのです。やはり中国では、そのようなサービスにはニーズがあるのです。必要性と可能性があ

るところに活動が生まることが分かりました。そのNGOではかなりの数の紹介をしているそうです。確かに20年以上前、『薔薇族』という日本のゲイ向けの雑誌にも「百合族」との友情結婚コーナーというのがありました。そんなことを知っているゲイはもう、あまりいないかもしれませんし、日本ではそういうことは絶えて聞かなかったことですが、中国ではまだそういうことがあるというのです。

それから、田中さんが言われたことはすご く大事だと思いますが、日本の同性婚推進派 のなかには、次を語ったら同性婚法案が通ら ないと考えているように感じます。つまり、 「次を語れば保守派が起きてくる、だから保 守派をだまくらかして、これを通さなければ いけないのに、そんな次のことは言わないで ください と、彼らは思っているかもしれま せん。(笑い)要するに、彼らはジェンダー構 造や既存の秩序を守りたいと思っている人も 引き入れて、法案だけ通したいと思っている のです。そうしないと、今の日本の政治構造 の中では過半数は取れないということです。 はっきり言えば、彼らは自民党の政治家たち がこぞって替成するような保守的なものにし ないと、採択にはこぎつけられないと思って いるのです。だから彼らは次のステップにつ いては語らないと思います。しかし、必ずし も彼らに語らせる必要はないでしょう。別の 人が語っていけばいいわけです。実現した暁 には、彼らには退場してもらう。(笑い)こち らとしては協同できる地点までは同行しま しょうということでいいのではないかと思い ます。もっとずるく立ち回ればよいと思って います。

瀬名波:次に、二つ読み上げたいと思います。

まず当事者関係の方からです。《私は『虹色ポラリス』という団体を作って、セクシュアル・マイノリティについての話をしたり、同性婚や同性パートナーシップを札幌市で考えてもらえませんか、という手紙を、友人たちにも協力してもらい札幌市に提出するなどの活動をしています。私は同性婚には賛成の立場で、性的指向のはっきりしない人間ですが、異性同士は結婚できて、同性は結婚などのことができないのは不公平ではないかと思います。質問ではありませんが、以上です》

次は、弁護士の方です。同性婚制度に向けた日弁連に対する人権救済申し立ての取り組みについてご本人から紹介していただけるということです。

加藤丈晴(弁護士):札幌で弁護士をしており ます加藤と申します。私は、「LGBT支援法 律家ネットワーク | という団体に所属してお ります。この団体にはLGBT当事者もいま すし、LGBTに対して支援する立場の法律家 ――弁護士が6~7割を占めるのですが、あ とは司法書士、行政書士の皆さん、その他研 究者の方々――で構成されています。この ネットワークの有志が呼びかけて、今年の7 月7日に日弁連に対して、同性婚を認めない のは人権侵害であるということで、人権救済 を求める「人権救済申し立て」を行いました。 「人権救済申し立て」というのは裁判ではな いので、人権侵害であることが認められたか らといって直ちに同性婚が認められるという ことではないのですが、この制度は日弁連が さまざまな聴き取りや調査をしたうえで、例 えば「警告」「勧告」「要望」といった結論を出 すというものです。実際に、石原元都知事が 同性愛者に対して「あの人たちは何か足りな い気がする」「何でテレビに出られるのだろ

うね」という差別的な発言をしたときに、有 志が人権救済申し立てをして、最終的に「警 告」ということになりました。

今、同性婚を認めないことは人権侵害であ るという形で呼びかけて、7月7日に北は北 海道から南は沖縄まで実に455名のかたが申 立人になって申し立てを行いました。北海道 でも9名の方が申立人になっていますので、 この中にもそれに加わられた方がいるかもし れません。マスコミにも広く報道してもらい ましたから、ご覧になった方もおられるかも しれません。グーグルなどで「同性婚人権救 済申し立て」と検索すると、ホームページが 見つかると思いますが、そこでは申立書の概 略、申立人のかたがたのメッセージをお読み いただくことができます。もう申し立ては終 わっているので、これから加わることはでき ないのですが、ネット署名やカンパのお願い もしています。同性パートナーシップを超え て同性婚の制度が導入されるべきであり、さ らにそれに対して何かしたいとお考えになっ ている方は、ぜひネット署名やカンパなどに 協力していただければと思います。

先ほど申しましたとおり、人権救済申し立てが通ったからといって直ちに制度が実現されるわけではないのですが、現状の中で裁判をして、同性婚を認める立法を義務づける判決が出るかというと、それはなかなか難しいという状況です。その中で、一定の社会的影響力のある日弁連のこの申し立てを使って、さまざまなところに――例えば今、国会議員の中でもLGBTの議連ができていますが、そういうところに――働きかけをするときの材料にもなります。これをきっかけにこの問題について広く世の中の人たちに知ってもらえれば、ということで、われわれ有志で取り組んでいます。

私は婚姻制度には興味も関心も全くない一 人ですが、鈴木さんも言われたように、オル タナティブとして婚姻制度が利用できないの はおかしいと思います。さらに、それが人権 の問題であるという視点が非常に重要ではな いかと思っています。LGBTの問題が人権の 問題だということすら認識できていない人た ちが多いし、「ゲイって、SMの一種でしょ」 とか平気で言う人たちもいます。そして、特 に人権問題に対して関心が高いと言われる弁 護士の中にすら、そういうことを平気で言う 人たちがいる。このような嘆かわしい現状を、 少しでも変えていくきっかけになればと思っ ています。われわれのネットワークの中でも、 同性婚についてはいろいろな意見がありま す。目指すべき制度はどういうものか意見が 分かれる中で、一つのきっかけになれば、と いうことで運動しています。ぜひ皆さんにも 関心を持っていただければと思います。

3. 地方活性化の見地から

瀬名波:ありがとうございました。

三つ目の「地方活性化の見地から」についてもご質問があります。これまでのものと重なっていると思われますので、紹介だけにとどめさせていただきます。

《現状、札幌市もしくは北海道の行政内で同性パートナーシップ制度導入の議論はありますか》

残念ながら、「ない」ということでした。また、全国的な企業ならばトップダウンでするが、道内企業で自発的なものない、ということです。

次は、田中さんへの質問ではないかと思われます。

《同性パートナーシップ制度におけるアライ の意義は何でしょうか。初めに『シスヘテロ としての立場』と発言されたのがとても印象 的でした。私はトランスジェンダーでオープ ンに生活していて、その結果、ジェンダー・セ クシュアリティのことを考えたことのない友 達が、一緒に考えてくれるようになりました。 しかし、どこまで行っても彼らに理解しづら いこと、納得しかねることがあるようで、腹 が立つこともあります。「LGBTのことを知っ ているとシスヘテロが言うのは思い上がり だ | と発言されたことに、とてもうなずいて しまいました。当人だけで社会を変えられる わけではないので、アライは必要です。どの ようにアライを作り、彼らに伝えていったら よいのでしょうか》

田中:性的マイノリティはマイノリティです から数は少ないです。マイノリティの人たち だけで社会を変えていくのは、すごく難しい ですよね。だから、マジョリティのアライは 重要な役割を果たすことができると思います。でも、アライが支援者で終わるのは問題があろうかと思うのです。私は、マイノリティを抑圧している側の問題という視点に強くこだわっていて、「マイノリティの問題というのは、実はマジョリティの問題だ」といいたいです。そこにマジョリティの当事者性があります。抑圧する側の当事者として、差別構造をマイノリティの人たちと一緒に変えていきたいという視点はすごく重要だと思います。

アライの人たちは、性的マイノリティのために提言するにしても、躊躇することなくガンガン言うし行動していくことができる、という側面があります。それは、性的マイノリティとして、過去に傷つけられたことがないからなのです。性的マイノリティであることをオープンにして活動している人が、日々の生活の中でずっと傷つけられてきたため、ちょっと躊躇してしまう自分がいる、といわれた言葉で、私は気づかされました。アライの人は、性的マイノリティであるということで傷つけられた経験がないのだ、ということをしっかり自覚していかなければならないと思うのです。

瀬名波:次のご質問です。

《同性パートナーシップ制度が社会的インパクトを与える一方、これですべての問題が解決するわけではないという中、行政はどのような役割を果たすべきでしょうか》

石井さんがさまざまな方策についてお話し されましたが、ほかにもございますか。

石井:全国的には市町村と都道府県を合わせて1,800ぐらいの自治体がありますが、行政の役割は、問題を浮き彫りにして、問題解決

の種をまくことだと思います。そうしたことがいろいろな条例制定の流れを進化させるのだと思います。すぐに正解にたどり着くことはできませんから、試行錯誤的に条例を作り、問題が見えてきたところで次のステップを踏み、さらに別のところで違う制度を作って……ということで、試行錯誤の過程や取り組みは重要なプロセスではないかと思います。現実の問題に向かって何かやろうとするときに、進化するといいますか、反省して、次にどうするかというステップを踏んでいく過程としてそれをとらえることが大事です。

瀬名波:次は、企画した側への戒めでもあると思います。

《同性パートナーシップを地方活性化に生かす、という発想自体、どうなのでしょうか。 渋谷の「イケてる」的な、しかし道具的価値はありそう、というのもどうなのでしょうか》 それでも0.5でも進めばというブランディングについての鈴木さんのお話がありましたが、「生かす」という表現を敏感に受け取る人たちに対して、鈴木さんからコメントはございますか。

鈴木:別にコメントはありませんが、「お調子者だよね」と軽くいなしておけばいいのではないでしょうか。(笑い)彼らはノリがすごく軽いのです。長谷部さんにはこれが人権問題であるという発想はないと思うのです。カッコイイからやっている。その一方で、宮下公園をナイキに任せて、ホームレスの人たちを追い出したのです。一つの制度を動かすときは、一致できるとりあえずの目標のために、最終的に考えていることは違うけれども、さしあたり協力できるのだったらあえて徒党を組む、ということが大事だと思います。い

わば、同床異夢ということです。そういう人 たちとは違うけれども、一緒にできることは しようということではないでしょうか。 4. その他 (大学の役割、持続可能な社会 作り、など)

瀬名波:次は「その他 (大学の役割ほか)」に ついてです。すでに加藤さんがお話しされた 弁護士や法律実務家に関連するご質問です が、付言することがありましたら須田さんに お願いいたします。

《LGBTの当事者として、将来はセクシュアル・マイノリティの法的紛争に具体的にかかわることのできる弁護士になりたいと考えています。弁護士を含め法律実務家の中で同性パートナーシップ制度の創設、あるいは同性婚制度の実現に向けた動きについて、具体的にどのような意見交換がなされているのでしょうか。賛否両論あると思いますが、お聞かせください》

《また、同性パートナーシップ制度についてだけでなく、セクシュアル・マイノリティについての関心は法律実務家のかたがたの中でどの程度なのか。これから高まっていくのか。これらについてもお聞きしたいと思います》

須田:日弁連の全国的な動きについては、加藤さんからお話がありました。札幌弁護士会の中の話としては、正直言って人権問題だという認識はまだ十分浸透していませんし、積極的に取り組もうという弁護士もまだ少数派だと思います。それでも、札幌弁護士会の中に「両性の平等に関する委員会」というものがあります。そもそも「両性の」と言ってしまっている点ですでにだめなのですが(笑い)、それでもまだ私たちは問題意識を持って何とかやっていこうとしています。今年6月27日に初めて、札幌弁護士会主催で「セクシュアル・マイノリティのための電話法律相談」を実施しました。そもそもこれまで、セ

クシュアル・マイノリティを対象とすることをしたことがなかったので、この開催に至るまで何回も研修し勉強会を持ちました。「電話を受ける私たちが何も知らなかったら、だめ」と話して、それでようやく電話相談にたどり着いたというのが現状です。大変申しわけない進み方ではありますが、それでも第1回ができたというのは私たちにとっては本当に第一歩で、これから頑張っていこうと思っているところです。

弁護士を目指しているかたはぜひ、頑張ってください。弁護士登録ができたら、一緒に頑張りましょう。

瀬名波:次のご質問です。

《現状、ダイバーシティーの推進が流行となっている中で、本来の意味の『ダイバーシティー』、世界的に必要とされているダイバーシティーの意義を教えてください。日本、特に自分の周りでは、限りある資源=労働力を確保するための戦略のように思えてなりません》

石井さん、いかがでしょうか。

石井:使われ方の問題としては、そう見える局面もあるのかもしれません。でも、本来はそうではなく、やはりどのようにして必要なことをしていくのかということに尽きるのだと思います。行動ベースの問題としてとらえたら、多少意図は違っていても、まずは行動があることに意味があると思いますし、本来の理念がその後にきちんとついてくるような議論をすべきということです。

瀬名波:ダイバーシティーという言葉は「多様性」などと訳されますが、それがマジョリティによって利用されているのではないか、

ということです。田中さんはどのようにお考えですか。

田中:「どうして同性婚を求めるのか」。EM A日本のホームページでは「異性愛者だけが 結婚できて、その他の人が結婚できないのは 不平等だから、それをちゃんと認めろ|とい う、人権問題というスタンスが述べられてい ます。しかしその後に延々と続くのは、同性 婚には「経済的効果がある」という話です。 新自由主義的に「これだけの人材が埋もれて しまう|「日本から出ていってしまう|「もっ たいない|「経済が停滞する|「どうする?」 というステートメントが延々と続いている。 ここで対象になっているのは、特権的な資源 を持つ人たちで、そのような資源を持たない 人たちは無視されています。このことに、もっ と気をつけなければいけないのではないで しょうか。EMA日本の影響力はかなり大き いし、力もあるし財力もあるので、侮っては いけないと思っています。

鈴木: そのとおりだと思います。私がEMA に賛同しているのは、さっき言った「同床異夢」です。つまり、彼らのそうした新自由主義的な立場には賛同できない部分があるけれども、彼らのそういうところとも組んで、次のステップに進みたいと思っているのです。非常に警戒すべき傾向なのですが、EMA日本の人たちはこのような論理に乗らないと思っているのです。彼らは今の自民党が多数を持っているです。彼らは今の自民党が多数を持っているから、社民党や共産党に仲間になってもらっても、むしろ逆に困るのです。社民党や共産党が賛成するような法案には、自民党の国会議員は賛成しないから。今は、どんどんそうい

う方向に行ってしまっています。それは、戦略だと見ればいいと思います。批判的な立場を執りつつ、同舟できるところまでは、同舟で行きたいと思っているということです。

瀬名波:ありがとうございました。質疑討論はこれにて終了させていただきます。

■提言タイム

瀬名波: それでは、プログラムの最後、「提言 タイム」に入りたいと思います。

皆さんの記憶として持ち帰っていただきた いメッセージを、提言者お一人ずつに手短に お話ししていただきます。

では須田さんから、メッセージをお願いいたします。

須田:私自身はマジョリティに属する人間な のだと思います。シスジェンダーで性別違和 を感じたことがなく、ヘテロで、夫と法律上 の婚姻をしています。しかも、夫の氏を名乗っ ています。ですので、一見普通のマジョリティ に見えます。けれどもうちには子供がいない ので、お父さん、お母さん、子供たちという マジョリティの集団に入ると、いきなりマイ ノリティになります。なので、マジョリティ・ マイノリティというのも、分母による話で あって、見方や場面などによって変わってい くものだと思います。ですから、単純にどち らがマジョリティでどちらがマイノリティだ という話ではなく、個々人すべてが差別され ずに、やりたいことがやれる社会をつくって いきたいと思っています。それが本当のダイ バーシティーなのだと思います。同性パート ナーシップの導入に関して、別に同性パート ナーだけでなくてもいいのではないか、異性 パートナーがいてもいいのではないかという 話をしたのは、そういう意味です。ですから、 いろいろな人が利用できるような、もっと暮 らしやすくなるための制度を考えていけたら と思います。

鈴木:パートナーシップにしろ、同性婚にしる、やはり最終的には個人として暮らせる仕

組みを整えることのほうが重要で、パートナーシップや同性婚を作ることが国家の責任を軽減したり、あるいは扶養を私的なものに囲い込んでいくような方向に向かったりするのであれば、非常にマイナスだと思っています。最終的にはそれぞれの個人が真っ当に生きていけるような仕組みを作ることが必要です。だから、婚姻の覇権的地位をいかに打ち破っていくかという最終目的に向けた一つのステップだと考えるべきだと思います。

また、パートナーシップにしろ、同性婚にしろ、具体的な議論を始めると、いろいろな意見が出てきますが、けっして分断されてはいけません。特にLGBTの皆さんには、批判はいいけれど、もっと大きな目標のために、できるだけ協力し合い、分断を拒否すべきだ、ということを言いたい。われわれには内輪もめしている余裕はない。批判はいいのですが、そこにエネルギーを使い過ぎると、疲弊するだけです。もっと、外と戦うためにエネルギーを使いたいと思っています。

田中:日本のあちこちで今、性的マイノリティの人たちの声が大きくなっています。全国各地の動きが共鳴するかのごとく活発に動いているという、わくわくする実感があります。5年前にはなかったことです。

同性婚の問題においては、マジョリティが 自らの当事者性をもって、婚姻制度がはらん でいる差別構造にあらがっていく、声を出し ていくことが必要だと考えています。

私たちの社会には性の情報がはんらんしていますが、性やセクシュアリティについてまじめに語る言葉も、その機会もほとんどありません。ですから、性やセクシュアリティについてちゃんと語る機会を作っていくことが必要だと考えています。

もっと自由に性について話ができるような 環境を作っていくということで特に私が関心 を持っているのは、学校教育におけるセク シュアリティ教育です。性的マイノリティの 子供たちは、とても不安な状況に置かれてい ます。親にも言えない、先生にも言えない、 友達にも言えないという、孤立した状況の中 で自己肯定感が傷つけられています。思春期 の前に性についてきちんとした知識を得るこ と、ちゃんと話ができる言葉を手にすること、 そういう場をもてることが、どの子にとって もとても重要です。性は嫌らしいことなんか ではないという情報を、小さいときからきち んと手にしておく必要がある。そのために、 教員養成課程に、ジェンダー・セクシュアリ ティ講座を必修として組み込んでもらいたい と切に願っています。



提言タイム

石井:豊かな市民社会にとって、多様性を認めるのは重要なことだと思います。では具体的にどのように多様性を認めていくかと考え

ると、差別、無視、無理解、無関心などを含めて、意識を共有できるプロセスが重要ではないかということです。

今日は、私自身啓発されることが多々ありました。例えば、札幌でこうしたことをどう広めていくかを考えると、私は公共政策という立場で議会改革にも随分かかわってきたのですが、市民が暮らしやすい社会をつくるために、議会の場でより積極的にこういったテーマを取り上げていってほしいと思います。また私自身も参加者の一人として、努力したいと思っています。

鈴木:田中さんが学校での教育の話をされま した。最近、いろいろな大学でセクシュアル・ マイノリティの学生がいることを前提に、そ ういう学生に配慮しなければいけないという ことがようやく言われ始めています。ところ が学生だけではなく、教員や職員の中にもセ クシュアル・マイノリティはいるのです。そ のことがいつも議論の中で落ちているので す。学生にとって一番心強いのは、セクシュ アル・マイノリティの教員が差別されずに働 いているということです。そのことを各大学 が出していかないと、学生に対して説得力が ないと思います。口で言っているだけじゃな いか、ということになります。この点は明治 大学も含めて、あらゆる大学で抜け落ちてい ます。セクシュアル・マイノリティは学生に しかいないと思っている。しかし、そうでは ありません。セクシュアル・マイノリティは 教員にもいるのです。私はもうこの大学の教 員ではなくなりましたが、明治大学でもセク シュアル・マイノリティは学生にしかいない という前提で話が進んでいます。この話は、 小中学校でもどの学校でもそうですが、むし ろ学校の中の意識を変えないといけないと思

います。つまり、セクシュアル・マイノリティ の教員や職員が名乗り出られるようにしない と、学生に対する教育はできないと思います。

瀬名波:提言者の皆様には本当に長時間、貴 重なお話やご意見を頂きました。どうもあり がとうございました。(拍手)

昨日は「大学とLGBT支援組織の連携について考える」という意見交換勉強会を開いて、大学が意見交換の場の一つにならなければならないという結論に達しました。さらに今日のお話を聞いていても、大学の役割は非常に大きいと再確認したところです。

■閉会の辞

瀬名波: これから閉会式を始めます。それでは、文学研究科長の白木沢旭児教授からご挨 拶申し上げます。

白木沢:本当に充実したフォーラムでした。 企画した皆様、提言者の皆様、大変ありがと うございました。

日本の場合、戸籍制度があるので、家族の問題を考えるときに住民票レベルの話と本籍レベルの話があって、話が難しくなっているように思います。「分断されてはならない」というお話がありましたが、事実婚の問題にしても、住民票レベルの世界であれば解決できることが、本籍のレベルになると問題化してしまうことがあると思います。そういう点では、今の日本の在り方について考えさせられるところもありました。

さて今日は、札幌市に同性パートナーシッ プ条例を作ってくれという結論をまとめて終 わりかと思っていましたが、そういう単純な 話ではないことがよく分かりました。大学の 役割として、一つの問題をめぐって徹底的に 議論する、立場の違いを認めて意見交換し考 えるということは、大変意味のあることかと 思います。しかしながら、北大の文学部を例 に取りますと、女子トイレと男子トイレの数 が同じになったのは8年前です。それまでは、 性的マイノリティといえば、男がマジョリ ティで女子がマイノリティということでし た。「LGBTはマイノリティ」という認識は 今現在のものでありますが、同時に「女性が マイノリティーという日本社会の問題もあり ます。こういったことも、これから皆さんと 一緒に考えていきたいと思います。

最後になりますが、主催者を代表して皆様

にお礼申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

瀬名波:これで、一般公開フォーラム「同性 パートナーシップ制度導入を考える~私たち の街づくり~」の全行程を無事終了すること になります。皆さんはどのような思いを持っ てこの会場を去られるのでしょうか。ご満足 いただけたでしょうか。ご不満な点はありま せんでしょうか。いずれにせよ、まだ何も実 現されていません。企画担当者の1人として 皆様にお願いしたいのは、今日のこのフォー ラムを私たちの街づくりについて考える契機 にしていただきたいということです。そして、 将来、私たちのまちの歴史を振り返るとき、 北海道大学の「同性パートナーシップ制度導 入を考える」という今日のフォーラムが新し い街づくりの原点だったというふうに思い出 していただければと考えております。

それでは、本日は長時間にわたりまことに ありがとうございました。企画者一同、心よ り御礼申し上げます。(拍手)

39



集合写真 上段左から 瀬名波栄潤、蔵田伸雄、眞嶋俊造 下段左から 須田布美子、田中かず子、新田孝彦、鈴木賢、石井吉春、白木沢旭児(敬称略)

一般公開フォーラム

「同性パートナーシップ制度導入を考える〜私たちの街づくり〜」記録 発行 2016年3月31日

主催: 北海道大学大学院文学研究科応用倫理研究教育センター

共催: 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター

北海道大学公共政策大学院

後援: 北海道大学サステナビリティ・ウィーク2015

北海道大学大学院文学研究科 応用倫理研究教育センター 編集

編集責任者 蔵田伸雄

(北海道大学大学院文学研究科教授・同応用倫理研究教育センター員)

©2016 応用倫理研究教育センター

ISBN 978-4-9907888-2-7

₹060-0810

北海道札幌市北区北10条西7丁目 北海道大学大学院文学研究科 応用倫理研究教育センター

E-mail:caep@let.hokudai.ac.jp

URL:http://ethics.let.hokudai.ac.jp/